

かいほう

No.
48

平成10年新年号

- 平成10年度建設省関係予算概要
要求の基本的考え方
- 公共工事コスト縮減対策に関する
行動指針・行動計画について
- インターネットのホームページ
開設について



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

CONTENTS

年頭に
あたって

「ユーザーの立場に立って」

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 片桐 理 2

新春を迎えて

建設省建設経済局建設機械課長 岡崎治義 3

予算

平成10年度建設省関係予算概要要求の基本的考え方

— 第3次構造改善事業に向けて — 4

行動指針計画

公共工事コスト縮減対策に関する行動指針・行動計画について 17

廃止

休日、雨天等の値引き廃止のお願いについて 23

改正

電気事業法の一部改正について 24

低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定の改正について 34

賠償制度

全建リース総合賠償制度の近況について 35

厚生

全国建設機械器具リース業厚生年金基金について 37

NEWS

平成9年度可搬形発電機整備技術者試験合格者 42

平成9年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者 45

インターネットのホームページ開設について 47

支部だより

北海道支部 蝦夷地より 50

知識メモ

現代生命科学事情 — クローン羊ドリ — 51

読物

木曾殿と乳母子 巴(ともえ)御前抄録 53

協会より

協会支部名簿 64



●表紙
クイーンズ スクエアー ヨコハマ

年頭にあたって



「ユーザーの立場に立って」

社団法人全国建設機械器具リース業協会
会長 片桐 理

明けましておめでとうございます。
平成の年号に改まって早いもので10年目の新年を迎えました。近年における我が国経済が頂点に向かう平成の前半と、バブルの崩壊以降の不況が未だ先行き不透明な中での一つの節目として平成年号一桁を締めくくる平成10年の新年であります。昨年是我々の建設機械器具賃貸業界にとって大変厳しい一年でありました。

例年であれば景気対策のための前倒し発注があり、公共事業の追加による補正予算の編成など、公共事業主導による景気対策がとられてきたところでありましたが、国の財政再建を第一義とする方針に公共事業が抑制され、従来の形態が大きく変化してきたことによるものでもあります。

公共投資については、種々議論のあるところではありますが、社会資本整備が先進諸外国に比べ我が国は相当立ち遅れているといわれており、各種公共事業の長期計画が作成されているところでありますが、当面の政府の課題が財政再建にあることから、この計画の繰り延べ見なおしが行われるなど大きく後退している状況にあります。

このため、各事業に対する投資効果の点検や、施工に対しては公共工事の無駄を省き効率的な執行を目指すこととして建設業界に対し公共工事のコスト削減が強く求められているところであります。これが為に昨今は、下請企業への不当なしわ寄せが生起しており、我々の業界においても賃貸料金の一方的な引き下げが求めら

れ、競争の域を逸脱している現状にあります。

公共工事コスト削減対策に関する行動指針や建設省で定められた行動計画においては、「いわゆる歩切り」を求めめるものではなく、諸施策を総合的かつ持続的に実施し、公共工事を取り巻く諸環境を改善し、低いコストで適正な機能・品質を持つ目的物を建設できる環境作りを求めているところにあります。

建設省ではコスト削減の名において、公共工事の価格低減を性急に図ることによる不当なしわ寄せを強く懸念されているところでありますが、現状では甚だ遺憾ながらこれが現実のものとして現場で横行している状況にあります。

お互いが正当な主張を持って正しい業界の秩序を認め合うことが必要なことと考えます。

このために我々同業の結束と、建設業界との調整が、重要な課題と考えております。

大変厳しい状況におかれている建設業界にあって、我々の業界も同じ立場にあることを認識し、ユーザーの立場に立って思考し、この課題と不況を乗り切る策を考えなければなりません。

又本年は、米たるべき21世紀に向けて業界のビジョンを作成し、第三次構造改善事業に取組んでまいることといたしております。多数の会員各位の参加協力を得、成功させるとともに、この不況を乗り切つてまいりたいと考えているところであります。

一日でも早く建設機械器具賃貸業に希望がもてる日が到来することを祈念し、新年のご挨拶いたします。

年頭にあたって



新春を迎えて

建設省建設経済局建設機械課長
岡崎 治 義

平成十年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。全国建設機械器具リース業協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より建設行政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

ご承知のとおり、我が国経済はバブル崩壊後の調整過程が続く、長く足踏み状態で推移しており、依然として不透明感を拭拭しえない状態が続いております。

こうした状況の中で、我が国は、高齢化と少子化、高度情報化、経済・社会の国際化等が進展する中、厳しい財政事情や環境の変化を踏まえ、様々な改革が行われている歴史的な転換期にあります。

政府といたしましては、財政構造改革会議において、公共投資予算については、集中改革期間（今世紀中の3年間）においては、各年度その水準の引き下げを図ることとしております。特に平成10年度の公共投資予算については、対9年度比7%マイナスの額を上回らないこととする厳しい方針を打ち出しております。

こうしたことから、公共工事の実施にあたっては、平成9年度以降3年間で10%以上の削減を目指すこととした「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」を踏まえ、極力事業量の確保を図るとともに、住民に身近な生活関連の社会資本

と物流の効率化対策に資するものを中心として、優先的、重点的に整備していく必要があると考えているところであります。

建設省といたしましても、公共事業をめぐる厳しい状況に対処しつつ、技術と経営に優れた企業が伸びていける競争環境づくりを目指すため、技術提案総合評価方式やVE方式など、受注者の技術力を活用する多様な入札・契約方式の導入などの検討を進めているところであります。

また、建設機械行政につきましては、建設事業の機械化施工に伴う各種の施策を積極的に展開しているところでありますが、将来に向けた新規の施策として、航空宇宙や医療、新素材など異分野の先端技術の建設機械への導入や電子機器制御型建設機械等の開発に合わせたハイグレード・オペレータ育成のための指針作成などに着手したところであります。

貴協会におかれましては、第三次構造改善事業として情報ネットワーク構築に意欲的に取り組まれておりますが、建設機械がリースレンタルへ大きく依存している今日、業界の果たす役割の重要性に鑑み引き続き自動努力され、「活力ある業界」づくりに邁進されることを期待しております。

おわりに、貴協会並びに会員の皆様にとりまして、大いなる飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。

平成10年度建設省関係

予算概算要求の基本的考え方

建設省大臣官房会計課

「財政構造改革の推進」及び「平成10年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」(JCSN)

(1)平成10年度予算については、赤字公債の発行等により極めて悪化した財政事情を改善し、21世紀に向けて健全で活力ある社会経済の実現を図るため平成9年度予算に引き続き財政再建を進めることとし、平成9年1月21日に財政構造改革会議が設置された。
財政構造改革会議においては、6月3日に「財政構造改革の推進方策」を決定し、同方策は同日付けて閣議決定された。

○財政構造改革の推進について(抄)

①公共投資基本計画及び各種五箇年

計画をそれぞれ2〜4年延長する。
②物流の効率化による経済構造改革を推進するために特別の措置を設ける。
③公共投資予算については、集中改革期間においては、各年度その水準の引き下げを図る。特に平成10年度の公共投資予算については、対9年度比7%マイナスの額を上回らないこととする。
④道路特定財源については、受益者負担制度の基本等を踏まえ、集中改革期間における従来の取り扱いについて総合的な観点から検討する。

二 概算要求の概要

たつての基本的な方針として、
①「財政構造改革の推進について」で定められた金額の範囲内で、1,500億円を上回らない額を物流の効率化による経済構造改革を推進するための「物流効率化による経済構造改革特別枠」として設ける。
②2,500億円を上回らない額を生活関連社会資本の整備、安全な地域づくりなどの諸課題に適切に対応するための「生活関連等公共事業重点化枠」として設ける。
などの発言があった。

前記の「財政構造改革の推進について」及び「平成10年度予算の概算要求に当た

つての基本的な方針」に基づき行われた平成10年度建設省関係予算概算要求の概要は以下のとおりである。

1 概算要求の基本的考え方

極めて制約された財政状況下であるが、「魅力ある国土」の構築に向け、地域の個性を活かしながら、本格的な国土づくりを推進するため、次に掲げる項目を中心に戦略的・重点的な投資を行う。

- ①連携交流を支えるネットワークの整備
例…高規格幹線道路網の整備(一般国道自動車専用道路) 事業費5%増再構築
- ②経済・社会活動を支える都市と地域の再構築
例…中心市街地の活性化事業 事業費9%増
- ③快適なくらしを支える質の高い生活環境の創出
例…町村の下水道整備 事業費6%増
- ④住生活の向上のための住宅・社会資本の整備
例…高齢者向け公共住宅の供給 事業費38%増
- ⑤安全で安心できる国土づくり・地域づくりの推進
例…緊急土砂災害防止対策 事業費95%増

なお、経済に与える環境をも勘案し、用地補償費比率が低いものなど短期間に

高い事業効果が発現できる分野への重点化を図る。

- 一般道路事業
用地取得の目的が立ち早期供用が可能な箇所を重点実施
- 街路事業
用地取得の目的が立ち早期供用が可能な箇所を重点実施
- 都市公園事業
用地取得を減少し、施設整備を重点実施

2 概算要求額

平成10年度建設省関係予算としては、重点化のために設けられた特別措置の要望額を含め、国費6兆4,662億円(対前年度比0.95倍)、財政投融资資金14兆236億円(対前年度比0.93倍)等により、事業費25兆2,059億円(対前年度比0.90倍)を要求している(公庫・公団等関係を除いた事業費は11兆3,190億円(対前年度比0.94倍)。このうち、災害関係を除く一般公共事業についてみると、国費6兆3,231億円(対前年度比0.95倍)、事業費24兆9,453億円(対前年度比0.90倍)となっている(表1-1、表1-1)。

また、重点化のための特別措置については、その趣旨を踏まえ、質の高い住宅・社会資本を積極的に推進するため、「物流効率化による経済構造改革特別枠」については国費1,757億円、「生活関連等公共事業重点化枠」については国費2,500億円の要望を行ったところである(表1-3)。

また、建設省関係日本開発銀行等融資要望については、日本開発銀行に関して約1,740億円を要望している(表1-4)。

3 概算要求の主要事項

平成10年度予算概算要求にあたっては、道路、治水、公園、下水道、住宅、市街地整備等の所管事業について、五箇年計画等に従い計画的かつ着実な推進を図るとともに、特に、以下の事項に重点を置いて、「物流効率化による経済構造改革特別枠」、「生活関連等公共事業重点化枠」の活用等を図り、所要の要求を行うものとしている。

- (1)連携交流を支えるネットワークの重点的整備
事業費 19,691億円
国費 12,372億円
うち物流効率化特別枠 1,471億円

○活力ある地域経済の発展を支援するとともに、広域的な物流体系上、大きな

役割を果たす高規格幹線道路、地域高規格道路について、重点的に整備を推進する。

- ・高規格幹線道路網の整備

高速自動車国道 25路線
本州四国連絡道路 1路線

一般国道自動車専用道路 25路線

- ・地域高規格道路の整備 105路線
- 国際的な物流の効率化を促進し、国際競争力の強化を図るため、国際空港、港湾、道路ネットワーク等を一体的に整備する「国際交流インフラ推進事業」を運輸省と連携して推進する。

また、国内の物流についても、高規格幹線道路網から空港、港湾や物流拠点への連絡を強化する道路整備を推進する。特に、国内の複合一貫輸送を支援するため、運輸省が行う内貿ターミナル等の整備と連携を図りつつ、港湾と内陸部の連絡道路の整備を行う「複合一貫輸送推進インフラ事業」を創設する。

さらに、重要港湾等を連絡する高規格幹線道路、一般国道を中心に車両の大型化に対応し、物流の効率化・円滑化を推進するため、橋梁の補強等を行う。

- ・空港、港湾への連絡を強化する道路整備 127路線
- 複数の市町村が協力して策定する連携

うち生活関連等重点化枠

1、236億円

- 地方圏における快適な生活の基盤となるふるさとの下水道の整備を図る。

- ・町村の特定環境保全公共下水道等の整備

2002年までに

410町村供用予定 60町村供用予定

平成10年度

○汚濁の進行している河川・湖沼の水環境を改善するため、底泥のしゅんせつ等の水質の浄化対策を推進するとともに、安全でおいしい水を確保するため、ダム貯水池について濁水・富栄養化を防止又は軽減する。

また、重要な水道水源水域に係る下水処理場において、高度処理施設等の整備を推進する。

- ・河川等の水環境改善対策

2001年までに

特に汚濁の著しい河川(約600km)等について水辺利用が可能な水質を達成

平成10年度 約90箇所を実施

- ・高度処理施設等の整備

2002年までに 12箇所
平成10年度 8箇所

- 河川や下水道整備の遅れにより浸水被害が頻発している地域について、河川事業と下水道整備の連携による重点的

計画に位置づけられた市町村間連絡道路の整備を重点的に支援する「地域連携強化支援道路事業」や「交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業」等、地域の連携強化を支援するための道路整備を推進する。

- ・交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業 80箇所

- 高度情報通信社会の構築に向けた民間の光ファイバー網の整備支援のため、その収容空間を整備するとともに公共施設管理用光ファイバー整備を推進する。

道路管理用光ファイバー等を収容する情報BOX・電線共同溝・共同溝による情報ハイウェイの整備

2010年までに 約15万kmを整備
平成10年度 約3、100km

- ・河川管理の高度化等のための光ファイバーの敷設

2010年までに 約5万kmを整備
平成10年度 約200km

- ・下水道管理の高度化等のための光ファイバー等の敷設

2010年までに 約10万kmを整備
平成10年度 約300km

- (2)経済・社会活動を支える都市と地域の再構築

事業費 7、357億円
国費 3、740億円

な事業実施により早急に浸水被害の解消を図る。

- ・雨水排水対策の推進

21世紀初頭までに 150河川について整備を概成するとともに下水道による雨水対策整備を概成

平成10年度 河川事業 約200箇所
下水道整備 約20箇所

- 円滑な交通を確保するため、環状道路等の交通容量拡大施策、交通需要マネジメント(TDM)施策、マルチモーダル施策を組み合わせ、総合的な都市交通施策を実施する。また、「第3次渋滞対策プログラム」に基づき、主要渋滞ポイントについて交差点立体化等を実施する。さらに、渋滞原因の一つである路上工事の一層の縮減を図る。

- ・第3次渋滞対策プログラムの推進

全国で約3、200箇所の主要渋滞ポイントのうち平成10年度に約180箇所について解消・緩和

平成10年度 63箇所

- ・都市モノレール・新交通システム等の整備

平成10年度 8箇所
路面電車への支援 4箇所

うち物流効率化特別枠 286億円

商業・生活関連施設の郊外移転により活力の低下している地方都市をはじめとした中心市街地について、都市基盤・居住環境の整備、交通環境の改善各種都市機能の充実、周辺地域との連携の強化を図ることにより、その再生等を図り、あわせて物流の効率化等に寄与する。

- 中心市街地の活性化を図るため、既存市街地の面的な再整備を支援する「街なか再生事業」を創設する。
- ・街なか再生土地画整理事業 20地区
- ・街なか再生市街地再開発事業 10地区

中心市街地の活性化に資する各種の道路施設を一括して採択し、短期集中的に事業を推進する「賑わいの道づくり事業」を創設する。

- ・平成10年度 全国20箇所

○中心市街地において魅力あるにぎわい・交流空間を形成する中心市街地活性化建築物の整備を行うため、「優良建築物整備事業」を推進する。

- ・平成10年度 全国20箇所

(3)快適な暮らしを支える質の高い生活環境の創出

事業費 31、285億円
国費 17、214億円

- ・共同溝整備 平成10年度 約20km

- (4)住生活の質の向上のための住宅・宅地の整備

事業費 10、522億円
国費 5、016億円

うち生活関連等重点化枠 353億円

- 福祉施策との密接な連携のもと、ライフサポートアドバイザーの配置等によるケア付き公営住宅(シルバークロッシング)の供給を積極的に推進する。

- ・平成10年度 約3、400戸

○公営住宅の高齢者向け改造を推進するとともに、公営住宅を補完し、高齢者の安全で安定した居住を確保するため、高齢者世帯の金融資産等の活用と効率的な補助の組み合わせにより低廉な賃貸で入居できる「高齢者向け優良賃貸住宅制度」を創設し、高齢者向け賃貸住宅の供給を促進する。

- ・平成10年度供給戸数 約4、000戸

(5)安全で安心できる国土づくり・地域づくりの推進

事業費 18、075億円
国費 9、771億円

うち生活関連等重点化枠 911億円
過去3年間に上砂災害等が発生し、再度災害のおそれがある箇所について砂

防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を緊急に実施するとともに、重要交通網集中地域に係る土砂災害対策等を推進する。

また病院、老人ホーム等災害弱者に関連した施設を保全対象に含む地域の土砂災害対策、都市山麓グリーンベルトの整備等を強力に実施する。

○緊急土砂災害防止対策
2000年までに

約1,200箇所概成

○重要交通網保全対策
2001年までに

国土を縦貫する主要国道等に係る重要交通網集中地域等約540箇所を概成

○災害弱者対策
2000年までに

約1,750箇所概成

○都市山麓グリーンベルト整備
2001年までに

土砂災害の発生の危険性が高い都市域のうち緊急に整備が必要となる約20都市域で約240kmを整備

○密集市街地等の防災上危険な市街地を解消するため、土地区画整理事業、市

街地再開発事業等を推進するとともに、防災安全街区、避難路の整備を推進する。また、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、道路、公園等の地区施設の整備等を行う密集住宅市街地整備促進事業を推進する。

○土地区画整理事業
112箇所

○市街地再開発事業
40箇所

○防災安全街区
20箇所

○密集住宅市街地整備促進事業
150地区

○平成8・9点検に基づき、緊急的に対策を必要とする箇所について防災対策・震災対策を実施する。また、豊浜トンネル崩落事故を踏まえたトンネル坑口等法面防災対策を推進する。

○豪雨・豪雪等に対する防災対策
約10,000箇所

○緊急輸送道路等の震災対策
約14,000箇所

○大震災火災時に、避難地、災害復旧活動の後方支援拠点等となるとともに、通常時に緑豊かな生活環境を提供する防災公園等の整備を推進する。

○広域避難地となる防災公園等の整備
21世紀初頭までに

○広域避難地となる防災公園
約750箇所

○平成10年度
広域防災拠点となる防災公園

○省庁間の連携の推進
建設省、農林水産省、運輸省及び国土庁の間で設置した横断的協議調整機関(事務次官レベル(平成8年8月21日設置))を活用し、共同プロジェクトを推進する。

○重点化等による投資の質の向上
①新規事業箇所数の削減
極めて厳しい財政状況下にあるため、新規事業箇所を厳選することにより、箇所当たり事業費を可能な限り確保し、事業実施箇所における整備効果の早期発現に努める。

②制地補償費比率の減少
経済に与える影響をも勘案し、用地補償費比率が低いものなど短期的により高い事業効果が発現できる分野への重点化を図る。

③国と地方公共団体、官と民的確な役割分担
「財政構造改革の推進について」(平成9年6月3日閣議決定)及び「地方分権推進委員会第二次勧告」(平成9年7月8日公表)の指摘等も踏まえ、各事業分野ごとの特性に応じて国が関与して整備する範囲の明確化を図るとともに、地域密着型の事業については、地方公共団体の主体的な取組や創意工夫を活かした事業を展開できるように政策を展開。

④事業の効率化
①類似事業間調整の推進
道路と農道、汚水処理施設、海岸事業等について、都道府県単位の計画等の活用や連絡会議、省庁横断的な協議調整機関の活用等を通じて調整を推進。

②コスト削減対策
平成9年4月4日に公表された「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」及び「公共工事コスト削減対策に関する行動計画」に基づく各種施策を平成11年度末までに実施し、その効果により公共工事コストを少なくとも10%以上削減することを目指す。また、住宅建設コストの低減についても積極的に推進する。

③事業の計画・実施過程の透明化
①費用効果分析の実施・公表
道路事業、流域下水道事業については、平成9年度新規箇所より新たな費用効果分析手法を試行したところであるが、その他の各事業においても平成9年度中に開発・公表する費用効果分析手法などの事業評価手法を平成10年度新規事業箇所に適用するとともに、平成10年度においてもさらに分析手法の改善を図る。

②事業採択基準(採択優先度に係る基準)

公共事業に対する様々な要請に応え、

点的に道路政策を推進する。
また、この計画の円滑な実施に必要な財源の確保を図る。

○投資規模(案)

総額	78兆円
一般道路事業	29兆5,000億円
有料道路事業	18兆円
地方単独事業	27兆5,000億円
調整費	3兆円

○新たな急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定
21世紀において「安全で豊かな活力ある社会」を実現するため斜面のもつ多面的な特性と人間との係わりを十分に把握し、地域の斜面全体を視野に入れた、人間と斜面との新たな関係を構築する。
このため、平成10年度を初年度とする新たな急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を策定し、「安全、活力、環境」を目標とした事業を計画的に推進する。

○投資規模(案)

総額	1兆2,300億円
一般公共	8,300億円
災害関連・地方単独事業等	3,000億円
調整費	1,000億円

6 公共事業の効率的・効果的実施の推進について

約25箇所
広域避難地となる防災公園
約220箇所
一次避難地となる防災公園
約180箇所
グリーンオアシスの整備
約60地区

4 阪神・淡路大震災の復興対策の推進

「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」(平成7年7月28日阪神・淡路地域復興対策本部決定)に基づく復興特別事業に係る経費の平成10年度における取扱いについては、予算編成過程において検討することとされており、今後、調整を進め、復興対策の円滑な推進に十分配慮するものとする。

5 新たな道路整備五箇年計画等及び急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定

(1) 新たな道路整備五箇年計画の策定
21世紀を目前に控え、社会・生活・経済活動が人を中心に一層効果的・効率的に展開されるよう、国民の要請を受け、物流の効率化、市街地の活性化、渋滞対策、防災対策等の緊急課題に対応すべく、平成10年度を初年度とする「新たな道路整備五箇年計画」を策定し、計画的・重

会資本整備の重要性が改めて示されたところであり、建設省としても引き続き各種五箇年計画等を踏まえ、住宅・社会資本整備の充実を図っていくことが必要であると考えている。

今後、年末の予算編成に向けて、各位の御協力と御支援を仰ぎつつ、所要の予算の確保・充実が図られるよう努めてまいります。

の公表
事業採択の優先度に係る基準については、平成9年度予算配分時等において既に各事業において公表されているところであり、今後も同基準に基づいて事業採択を行う。
③事業実施の各段階における情報提供の徹底
事業箇所やスケジュール等を明らかにした地域的な整備プログラムの策定・公表を行うことで事業の全体像を公表する。

④国民の意見の提出機会の確保
事業に対する国民の理解を得るとともに、国民のニーズや地域の実情を反映させるため、都市計画手続の中で住民参加が行われる事業以外の事業についても、国民の意見の提出機会の確保を図る。

III 今後の見通し

平成10年度公共投資予算については、極めて悪化した財政事情を反映して、対9年度比マイナス7%の額を上回らないこととされ、極めて厳しい状況となるが、昨年引き続き公共投資重点化枠が設けられるなど21世紀を見据えて真に豊かな国民生活を実現していくための住宅・社

建設機械の排出ガス対策推進について

建設機械施工による大気環境負荷を低減するために、排出ガス対策型建設機械の普及がすすめられており、建設省所管直轄工事において、使用を義務付けられている機種は平成10年度は次のとおりです。
排出ガス対策型建設機械には「トンネル工専用」または「一般工専用」いずれかの指定ラベルが貼付され、「トンネル工専用」の指定を受けた機械は一般工にも使用することができます。



■平成10年度使用義務付けの機種

平成10年度	対象機種
普及台数の多い建設機械	発電発電機(可搬式、溶接兼用機を含む)
(一般工専用)	空気圧縮機(可搬式)
(ディーゼルエンジン)	油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
(出力7.5~260kW)	ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)
	ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)

※ただし道路運送車両法による排出ガス規制を受けている建設機械は対象から除外される。

監修:建設省 建設経済局 建設機械課 発行:社日本建設機械化協会

表1-1 平成10年度建設省関係予算概算要求事業費・国費総括表

事項	事業費			国費			費			倍率	備考
	10年度要求額	前年度予算額	倍率	10年度要求額	前年度予算額	倍率	うち物産物産化による経済構造改善特別枠	うち生活関連等公共事業重点化枠	前年度予算額		
(A)	(B)	(A/B)	(C)	(D)	(C/D)	(C/D)					
道路整備	7,528,384	8,175,679	0.92	2,636,900	172,000	78,035	2,706,369	116,396	0.97	1. 本表は、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁計上の建設省関係分を含んだ計数である。	
治山治水	2,051,259	2,220,088	0.92	1,235,906	0	75,139	1,320,160	57,231	0.94	2. 本表には、NTT-A型は含まれていない。	
治海水岸	1,892,309	2,056,350	0.92	1,150,406	0	69,654	1,232,690	53,363	0.93	国全体国費	
急傾斜地等	62,833	68,511	0.92	37,047	0	2,266	39,496	1,781	0.94	10年度要求額 101,541百万円	
	96,117	95,227	1.01	48,453	0	3,219	47,974	2,087	1.01	前年度予算額 101,541百万円	
都市計画	2,473,600	2,626,891	0.94	1,290,662	0	51,941	1,365,653	50,507	0.95	うち建設省 97,310百万円	
都市公園	374,065	407,098	0.92	160,859	0	6,803	170,221	5,724	0.95		
下水道	2,099,535	2,219,793	0.95	1,129,803	0	45,138	1,195,432	44,783	0.95		
住宅・市街地	12,892,012	14,792,449	0.87	1,159,641	3,687	44,885	1,237,461	46,990	0.94	3. 道路整備には、道路関係社会資本	
住宅対策	11,607,846	13,424,960	0.86	1,104,548	0	44,480	1,179,833	44,757	0.94	380億円(国費)を含む(道路整備特別	
宅地対策	820,194	906,814	0.90	0	0	0	0	0	—	会計計上)。	
市街地整備	463,972	460,675	1.01	55,093	3,687	405	57,628	2,233	0.96		
一般公共事業計	24,945,255	27,815,107	0.90	6,323,109	175,687	250,000	6,629,643	271,124	0.95		
(公庫・公団等除き)	(11,318,958)	(11,988,842)	(0.94)								
災害関係	59,058	65,455	0.90	43,021	0	0	48,588	0	0.89		
公共事業関係計	25,004,313	27,880,562	0.90	6,366,130	175,687	250,000	6,678,231	271,124	0.95		
官庁管轄	124,527	112,918	1.10	23,825	0	0	25,619	2,000	0.93		
建設行政経費	77,048	75,767	1.02	76,252	0	0	74,892	0	1.02		
計	201,575	188,685	1.07	100,077	0	0	100,511	2,000	1.00		
合計	25,205,888	28,069,247	0.90	6,466,207	175,687	250,000	6,778,742	273,124	0.95		

(単位:百万円)

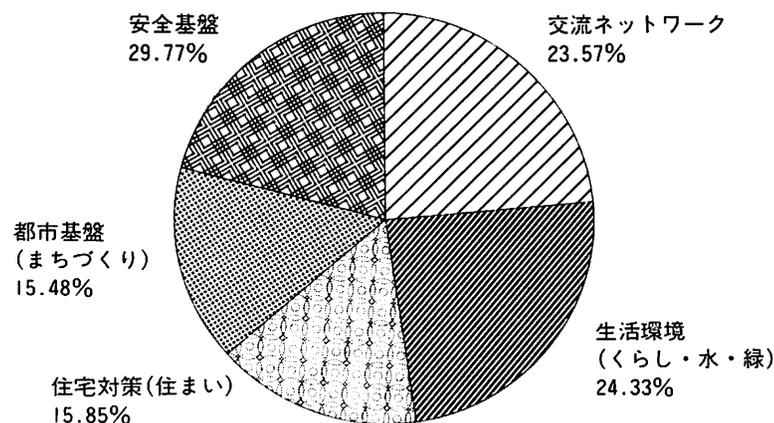
●図-1 機能別分類総括表

(単位：百万円、%)

区 分	事業費		国 費			
	10年度要求額	前年度予算額	10年度要求額	シェア	前年度予算額	シェア
1. 交流ネットワーク ・高規格幹線道路等 ・地域活性化促進道路 ・情報交流基盤	(2,091,903) 3,940,124	(2,176,894) 4,167,940	1,663,209	23.57	1,686,855	22.90
2. 生活環境(くらし・水・緑) ・公園・水辺空間等 ・下水道・水環境 ・雨水排水対策 ・濁水対策等 ・沿道環境 ・交通安全	(3,094,705) 3,112,401	(3,438,133) 3,458,067	1,716,793	24.33	1,898,686	25.77
3. 住宅対策(住まい) ・住宅建設等 ・公庫 ・関連公共施設 ・宅地	(1,526,256) 12,439,535	(1,741,869) 14,410,735	1,117,993	15.85	1,222,231	16.59
4. 都市基盤(まちづくり) ・再開発・区画整理 ・街路 ・市街地整備 ・渋滞対策 ・市街地整備型高規格堤防	(2,005,979) 2,817,580	(2,066,907) 3,177,826	1,092,281	15.48	1,107,156	15.03
5. 安全基盤 ・治水・海岸・急傾斜地 ・道路防災等 ・密集市街地整備等 ・防災公園 ・床上浸水解消対策	(2,600,115) 2,635,615	(2,565,039) 2,600,539	1,465,083	20.77	1,451,884	19.71
合 計	(11,318,958) 24,945,255	(11,988,842) 27,815,107	7,055,359	100.00	7,366,812	100.00

(注) 1. 上段()書は、公庫・公団等除きの計数である。
2. 国費には、特別会計計上の揮発油税直入分等を含む。

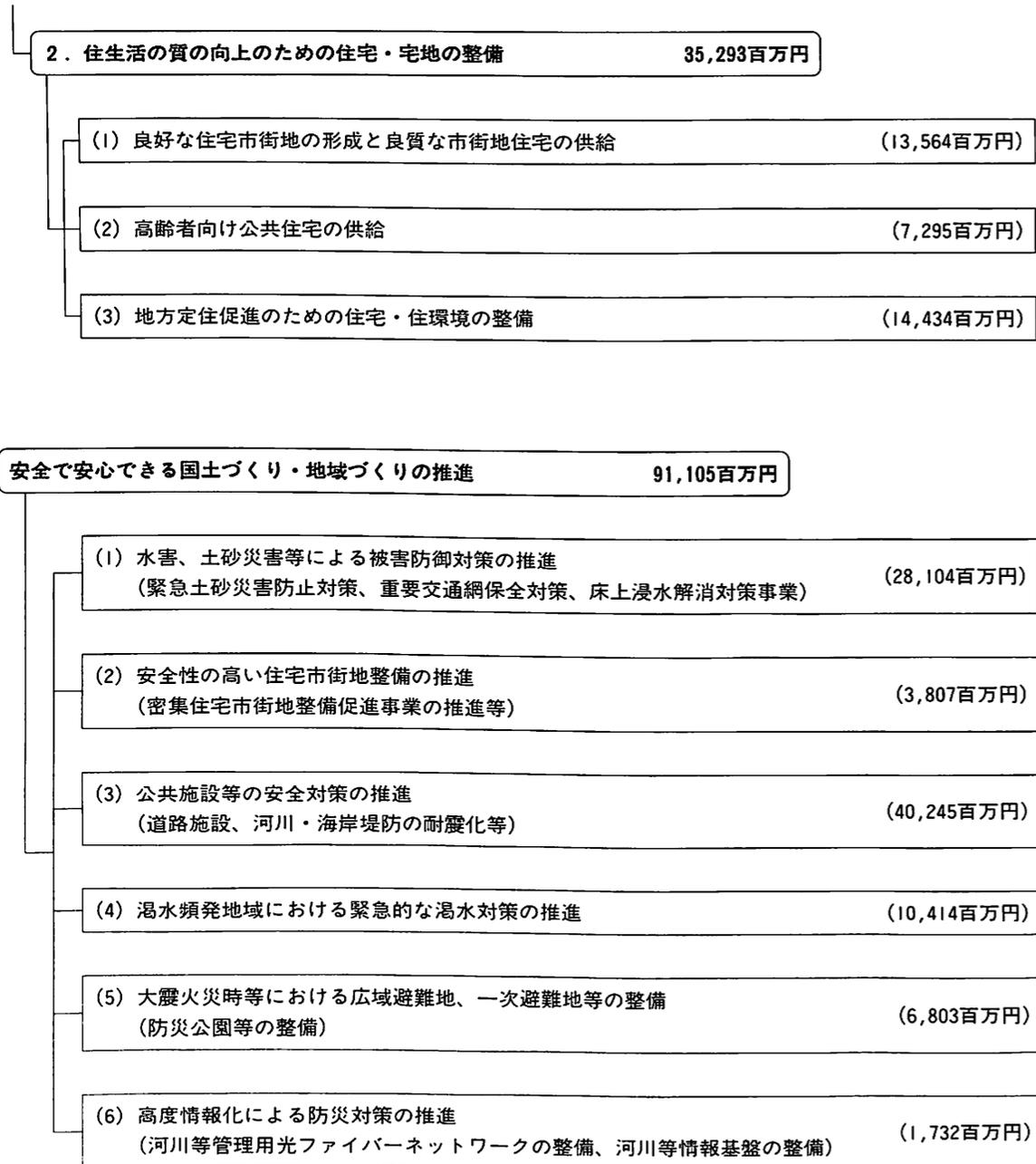
機能別分類割合(国費)



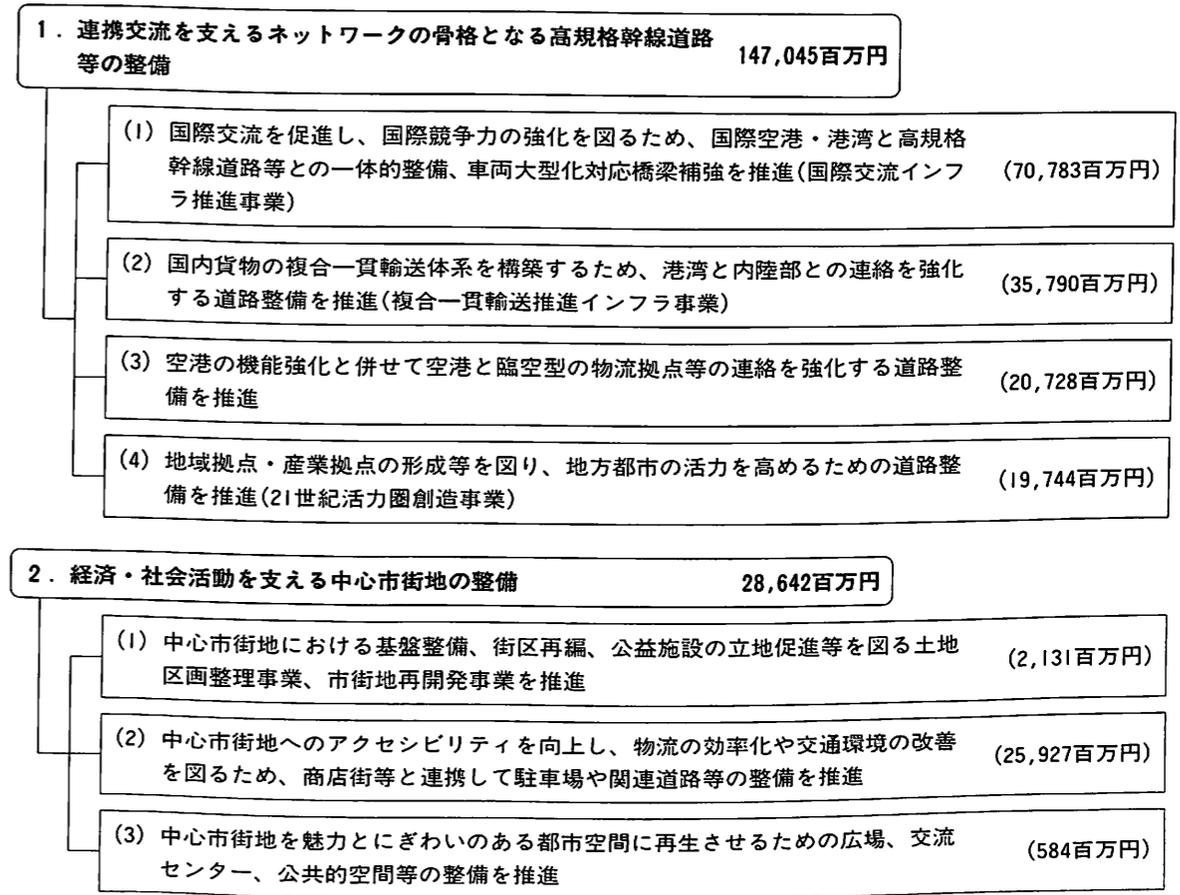
●表-2 平成10年度建設省関係財政投融资等概算要求総括表

区分	財政投融资			自己資金等との合計			備 考
	10年度要求額 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A/B)	10年度要求額 (C)	前 年 度 (D)	倍 率 (C/D)	
住宅金融公庫	9,938,200	10,647,300	0.93	9,994,938	11,097,000	0.90	1. 住宅金融公庫 貸付戸数：63万戸→55万戸 2. 住宅・都市整備公団 住宅建設戸数：24,000戸→20,000戸 他に鉄道分として、財政投融资7,100百万円(前年度4,100百万円)、自己資金等との合計14,247百万円(前年度8,016百万円)がある。 3. 本州四国連絡橋公団 他に鉄道分として、自己資金等15,852百万円(前年度107,440百万円)がある。 4. 民間都市開発推進機構 他に港湾整備分として、財政投融资100百万円(前年度200百万円)、自己資金等との合計1,022百万円(前年度947百万円)がある。
住宅・都市整備公団	1,108,700	980,900	1.13	3,045,447	2,915,416	1.04	
小 計	11,046,900	11,628,200	0.95	13,040,385	14,012,416	0.93	
日本道路公団	2,023,600	2,190,000	0.92	5,328,098	5,322,091	1.00	
首都高速道路公団	369,700	400,200	0.92	765,167	765,660	1.00	
阪神高速道路公団	310,800	415,900	0.75	655,012	711,233	0.92	
本州四国連絡橋公団	188,700	309,700	0.61	537,144	710,773	0.76	
東京湾横断道路株式会社	0	21,700	—	0	134,268	—	
小 計	2,892,800	3,337,500	0.87	7,285,421	7,644,025	0.95	
都市開発資金融通特別会計	73,300	76,700	0.96	81,800	91,400	0.89	
日本下水道事業団	9,100	3,200	2.84	31,104	32,145	0.97	
民間都市開発推進機構	1,500	2,300	0.65	9,830	9,327	1.05	
合 計	14,023,600	15,047,900	0.93	20,448,540	21,789,313	0.94	

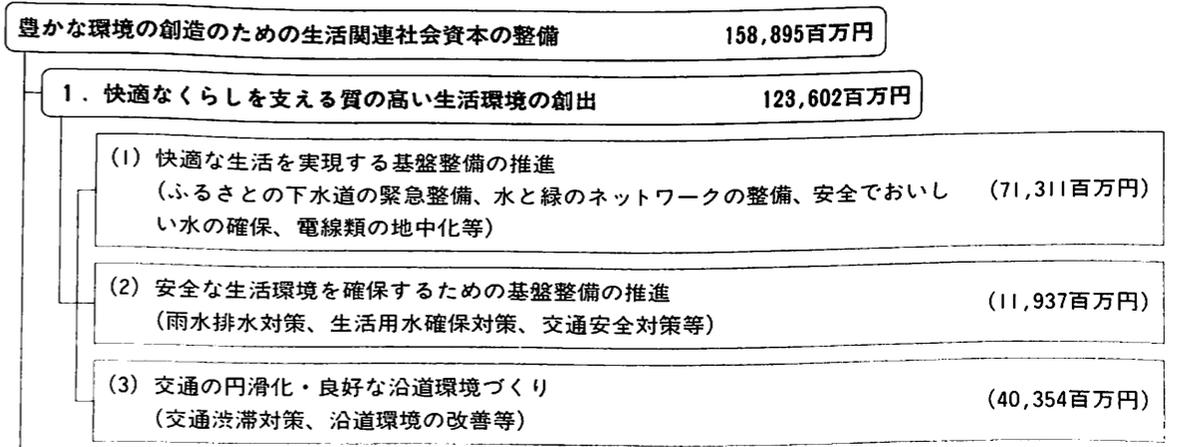
(単位：百万円)



●表-3(1) 物流効率化による経済構造改革特別枠要望事業の概要 <国費合計：175,687百万円>
次の事業について、関連する他事業と十分な連携を図るプロジェクトを構成することにより経済構造改革を推進する。



●表-3(2) 生活関連等公共事業重点化枠要望事業の概要 <国費合計：250,000百万円>



我が国が現在おかれている政治・経済・社会情勢を踏まえ、さらに来るべき二一世紀を展望すれば、効率的な公共事業の展開を図っていくことが喫緊の課題である。

公共工事については、その執行をめぐる最近の状況や国の厳しい財政事情等を背景として、実施方法や経済効果等について様々な指摘がなされている。

公共工事の入札・契約手続については、透明性・客観性および競争性の高いものへと改革することを目的として、平成六年一月に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を定め、すでに実行している。

一、行動指針の背景と目的

第一 基本的考え方

また、主要な公共工事担当省庁においては、事業の効率的・効果的執行を図るため、重点化等を鋭意進めているところである。

しかし現下の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて、社会資本整備を着実に進め、本格的な高齢化社会到来に備えるには、早急に有効な諸施策を実施し、公共工事コストの一層の縮減を推進していく必要がある。

かかる認識に基づき、政府は平成九年一月に、全閣僚を構成員とする公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議を設置し、約三ヶ月の精力的検討を経て「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を策定した。

今後、本行動指針に基づき、地方、民間の主体的取り組みを含めて、各省庁が一致協力して、総合的にこの課題に取り組んでいくこととする。

二、行動指針の対象

本行動指針は、広く国、地方公共団体等が行う公共工事全体を念頭において作成されているが、直接には、国および関係公団等が、実施する公共工事を対象としている。

また本行動指針は基本的には、工事に關するコスト縮減を対象としており、用地取得に係るコストは、対象としていない。

しかしながら、公共工事の効率的な執行を支えるためには、公共用地を安定的に確保することが不可欠である。公共用地は、「正常な取引価格」で補償するものとなっており、これまでも地価の動向を踏まえた取得を行うとともに、先行取得を推進してきたところである。また近年の地価動向を踏まえ、これまでの下落状況を的確に反映し、適正な価格による取得に今後とも努める。

公共工事コスト縮減対策に関する行動指針

建設省

●表-4 平成10年度日本開発銀行融資要望事項一覧表

1. 新規項目

項目	担当課	要求概要
中心市街地活性化整備	住宅局 市街地建築課	中心市街地の活性化のために行われる市街地再開発事業等に該当する建築物整備事業に関する融資制度の創設（金利特⑤、融資比率40%）
民間IC等を活用した地域拠点整備	道路局 有料道路課	(1)民間事業者、第3セクターが追加するIC及びこれと一体的に整備される駐車場、(2)SA・PA等と一体的に整備される一定の条件を満たす施設、の整備に関する融資制度の創設（金利特④、融資比率40%）
物流効率化（トラック輸送削減）施設整備	道路局 企画課 道路経済調査室	複数の事業者が共同で策定するトラック輸送効率化計画により集配を効率化して交通混雑の激しい地域のトラック交通量を削減するために必要な物流施設と運行管理システムの整備に関する融資制度の創設（金利特④（⑤）、融資比率40%）

2. 拡充項目

項目	担当課	要求概要
街なか生活・交流中心づくり事業	都市局 区画整理課	・面積要件の緩和（市民の生活・交流の中核となる施設の延べ面積を「25%以上」から「（中心市街地活性化に資する事業地区においては）10%以上」に緩和 ・金利引下げ（中心市街地活性化に資する事業地区は金利特③→特⑤）
自動車駐車場整備事業	都市局 街路課	金利引下げ（中心市街地の活性化を図るべき特定の地区において整備される駐車場の金利引下げ 金利特②、③、④→特⑤）
土地活用型民間都市開発事業	都市局 都市政策課	融資対象に中心市街地整備法人（仮称）の取得土地で行う都市開発事業及び、同法人が参加する都市開発事業を追加
地域冷暖房	都市局 都市再開発防災課	融資比率引上げ（未利用エネルギー活用システムに係る融資比率の引上げ 40%→50%）
水辺空間整備事業	河川局 河川環境課	対象施設の追加（対象施設に河川再生事業と一体として整備される建築物を追加）
共同溝整備事業	道路局国道課	融資比率の引き上げ（40%→50%）
電線共同溝整備事業	道路局 道路環境課	融資比率の引き上げ（40%→50%）
大阪湾臨海地域中核的施設整備	建設経済局 事業総括調整官室	出資要望

さらに、公共用地の取得を一層迅速化するため、用地取得に係る調査・測量等の民間委託および事業認定の適期申請の一層の推進・徹底等に取り組むものとする。

三、行動指針と各省庁の定める行動計画

行動指針は、政府全体としての公共工事のコスト削減に関する取り組みについて策定するものである。

公共工事担当省庁においては、本行動指針を踏まえ、関係公団等の行う所管の公共工事を含む各省庁毎の行動計画を直ちに策定し、公共工事コスト削減対策関係関係会議にその旨を報告するものとする。

行動計画には、各省庁の事業内容・取り組み状況等を踏まえた具体的施策およびそれに基づく数値目標を盛り込むこととする。

四、実施スケジュール

各省庁は、本行動指針に基づき、公共工事コスト削減に資する諸施策を、速やかに実施するとともに、遅くとも平成一年度末までに完了し、その効果が可及的速やかに得られるよう最大限の努力を

することとする。

五、地方公共団体への協力要請等

地方公共団体の発注する公共工事の総額は、我が国の公共工事の発注額全体に占める割合が大きく、公共工事のコスト削減を図り、社会資本整備を効率的に推進するには、地方公共団体の積極的取り組みが不可欠と考えられる。

政府は各地方公共団体に対し、本行動指針を参考に積極的取り組みを行うことを強く要請する。

また、地方公共団体における公共工事コスト削減を推進するため、国と地方公共団体間の情報交換等のための体制整備を進めるとともに、政府は地方公共団体にも必要な支援を行うものとする。

六、公共工事コスト削減に向けての幅広い取り組み

本行動指針においては、幅広い見地から平成九年三月末に再改定が閣議決定された規制緩和推進計画に記載されている諸施策のうち、コスト削減に効果が大きいと思われるものを盛り込んだほか、公共工事コスト削減のために新たに検討した諸施策を盛り込んでいる。

しかしながら、公共工事の分野のみな

をとりまく諸環境を改善し、低いコストで、適正な機能・品質を持つ目的物を建設できる環境作りを行うことにある。

(四) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠であることは言うまでもない。このため、平成六年度より、透明性・客観性および競争性をより高めるための入札・契約制度の改革を実施しているところであるが、国および地方公共団体を通じて、その一層の推進を図るとともに、技術力による競争を一層促進する入札・契約方式の検討を進める。

また、この改革と併せて、不正行為を行った事業者に対しては、発注者による指名停止措置や建設業法に基づく監督処分といったペナルティーを強化したところであり、関係機関において、損害賠償の請求を含め、厳正な運用を行うとともに、発注者は、入札談合情報があった場合には、公正取引委員会との緊密な連携を確保する等適切に対処する。

さらに発注者および事業者に対する講習会の開催等により、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律等の遵守を徹底する。

また、十分な施工能力を有しない不良不適格業者が、公共工事を受注した場合、一括下請負等の不適切な施工体制となる

らず、我が国の社会は諸外国と比較しても高コスト構造の状況にある。

本行動指針においては、各省庁が具体的に取り組むべき課題に焦点をあて、それを着実に実施することとしているが、公共工事のコストを削減していくために、本指針に盛り込まれた諸施策に留まらず、経済構造改革を進めること等による社会全体の高コスト構造是正に、最大限の努力を行っていく。

第二 具体的措置

一、公共工事コスト削減の考え方

(一) 広範な取り組みの必要性

公共工事のコスト削減については、これまで建設省において「公共工事の建設費の削減に関する行動計画」(平成六年一二月)が策定される等、公共工事担当省庁においてすでに取り組みがなされてきている。

一方、すでに実施された建設サービスの内外価格差検討(平成六年度建設省調査)においては、公共土木工事について我が国の建設コストは、米国に比べ1.13倍(平成五年平均レート1.13倍)、ドル1.14倍(平成五年平均レート1.14倍)と高くなっている。これは、一般の物価も平均1.41倍(経済企画庁

おそれがあるため、発注者支援データベースや施工体制台帳の活用等により、一括下請負等を排除するための所要の対策を講ずる。

これらの措置を通じて、入札談合等の不正行為の根絶に努め、適切な公共工事コスト形成に資することとする。

調査、東京対NY、平成五年平均レート1.1ドル1.14倍)と高く、建設資材、労働力、建設機械等の公共工事を構成する要素がすべて1.20倍(平成五年平均レート)と高いなど我が国全体のコスト構造に関わっていること、さらに周辺環境対策等の社会的制約が間接的経費を押し上げていることによるためと考えられる。

公共工事は、多くの要素に係る総合的な社会活動であり、公共工事の実効的なコスト削減を図るためには、公共工事担当省庁のみならず、その他の関係省庁も含め、政府が一体となった広範な取り組みが不可欠である(図1参照)。

(二) 機能・品質の確保

公共工事のコスト削減にあたっては、まず社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の機能、品質と両立させつつコスト削減を進める必要がある。

(三) 不当なしわ寄せの防止

コスト削減の裏付けなしに、工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を、生起させてはならない。

本行動指針の基本的考え方は、諸施策を総合的かつ持続的に実施し、公共工事



公共工事コスト縮減対策に関する行動計画

建設省

第一 基本的考え方

一、政府行動指針と建設省新行動計画の位置づけ

政府の行動指針は、公共工事のコスト縮減に関する政府全体としての取り組みを図るため、この度策定されたものである。

本行動計画は、政府の行動指針を踏まえ各省庁ごとに策定する行動計画の一つとして、建設省が策定したものである。

なお、本行動計画は政府行動指針の内容を包含し、より具体化する形で作成している。

二、行動指針および建設省行動計画の背景と目的

我が国が現在おかれている政治・経済・社会情勢を踏まえ、さらに来るべき二一世紀を展望すれば、効率的な公共事業の展開を図っていくことが喫緊の課題である。

公共工事については、その執行をめぐる最近の状況や国の厳しい財政事情等を背景として、実施方法や経済効果等について様々な指摘がなされている。

公共工事の入札・契約手続については、透明性・客観性および競争性の高いものへと改革することを目的として、平成六年一月に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を定め、すでに実行している。

これと並行して、建設省において「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」を策定し、コスト縮減に鋭意努力し、平成八年八月には、その実施状況について中間報告を発表したところである。また建設省では、農林水産省および運

三、行動計画の対象

本行動計画は基本的には、工事に関するコスト縮減を対象としており、用地取得に係るコストは、対象としない。

しかしながら、公共工事の効率的な執行を支えるためには、公共用地を安定的に確保することが不可欠である。公共用地は、「正常な取引価格」で補償するものとなっており、これまでも地価の動向を踏まえた取得を行うとともに、先行取得を推進してきたところである。また近年の地価動向を踏まえ、これまでの下落状況を的確に反映し、適正な価格による取得に今後とも努める。

さらに、公共用地の取得を一層迅速化するため、用地取得に係る調査・測量等の民間委託および事業認定の適期申請の一層の推進・徹底等に取り組むものとする。

四、実施スケジュール

建設省は、平成九年度よりは、本行動計画に基づき、公共工事コスト縮減に資する諸施策を、速やかに実施するとともに、遅くとも平成一一年度末までに完了し、その効果が可及的速やかに取られるよう最大限の努力をすることとする。

五、公園等の指導

本行動計画は、建設省所管の公園等の事業も念頭において、策定している。

しかし、公園等は、事業内容や財源構成等にそれぞれ特性があることを考慮し、建設省は各公園等に対し、独自の行動計画を策定することを求める。

六、地方公共団体への協力要請等

地方公共団体の発注する公共工事の総額は、我が国の公共工事の発注額全体に占める割合が大きく、公共工事のコスト縮減を図り、社会資本整備を効率的に推進するには、地方公共団体の積極的取り組みが不可欠と考えられる。

建設省は、他省庁とも連携し、各地方公共団体に対し、政府行動指針および本行動計画を参考に積極的取り組みを行うことを強く要請する。

また、地方公共団体における公共工事コスト縮減を推進するため、現在各地方ブロック毎に、地方建設局と都道府県土木部を構成員として設置されている建設費縮減推進連絡調整会議を、他省庁所管事業の関係者も含め拡充し、情報交換等を通じた連携をさらに強化し、コスト縮減を推進する。

第二 具体的措置

一、公共工事コスト縮減の考え方

(一) 広範な取り組みの必要性

公共工事のコスト縮減については、これまで「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」(平成六年一月)を策定し実施する等、すでに取り組んできている。

一方、すでに実施された建設サービスの内外価格差検討(平成六年度建設省調査)においては、公共土木工事について我が国の建設コストは、米国に比べ1.13倍(平成五年平均レート)・1.11倍(ドル111円)となっている。これは、一般の物価も平均1.41倍(経済企画庁調査、東京対ニューヨーク、平成五年平均レート)・1ドル111円)と高く、建設資材、労働力、建設機械等の公共工事を構成する要素がすべて1.20倍(平成五年平均レート)と高いなど我が国全体のコスト構造に関わっていること、さらに周辺環境対策等の社会的制約が間接的経費を押し上げていることによるためと考えられる。

公共工事は、多くの要素に係る総合的な社会活動であり、公共工事の実効

建設機械等賃料積算基準について

建設機械等賃料積算基準に関し、建設機械等に関し、直轄工事における適正な機械経費積算を実施する観点から、平成8年4月1日より賃料の積算について「市場価格」を採用することに改定されましたことをご承知のとおりです。

1. (用語の定義)

- (1) 市場価格 施工業者、建設機械賃貸業者間の取引市場において形成されている取引単位当たりの賃料価格をいう。
- (2) 併用日数 機械が工事現場に供用される日数(機械を工事現場に搬入し、または工事現場から搬出するために必要な日数を含む。)をいう。
- (3) 運転日数(または月数) 運転時間の多少にかかわらず、機械が運転される日(または月)を通算した日数(または月数)をいう。

2. (対象機種)

当面、次の13機種について適用する。

- ①トラッククレーン ②ロードローラ ③空気圧縮機 ④クローラクレーン ⑤タイヤローラ
- ⑥ファン ⑦トラクタショベル ⑧振動ローラ ⑨発動発電機 ⑩フォークリフト ⑪高所作業車 ⑫特装運搬車 ⑬ホイールクレーン

3. (機械賃料の積算方法)

建設機械等賃料の積算は次式により行うものとする。

- (1) クレーン以外 賃料=市場価格×供用日数
- (2) クレーン 賃料=市場価格×運転日数(または月数)

※参考 従来は運転1日あたり賃料×運転日数

以上の積算方法による積算が困難であり、また妥当でないことが明らかである場合は、他の方法により積算を行うものとする。

4. (運搬費の積算)

運搬費については別途積算するものとする。

5. (組立解体費)

工事現場における組立解体に要する経費については、別途積算するものとする。

＜休日、雨天等の値引き廃止のお願い等について＞

かねてより建設業者の一部に貸出請求日数から休日、雨天休業日等を「除算日」として100%検収していただけない事態が発生していました。

建設機械レンタル業の規定にあります賃貸期間は、出庫より入庫までの期間を供用日数としていますので、建設業者の方々に値引き廃止についてのご理解とご協力をお願いしてまいりましたが、現在においても不十分な状況です。

今回、積算方法の基準が従来の運転日数から供用日数に変更されたことは、貸出請求日数について100%検収を行うよす唆するものであり、我々建機レンタル業者の願いを建設業者の方々に再度表明し、一層のご理解とご協力をお願いする必要があると考えます。

的なコスト縮減を図るためには、公共工事担当省庁のみならず、その他の関係省庁も含め、政府が一体となった広範な取り組みが不可欠である。

今回、政府行動指針の策定により、関係協力省庁も含めた総合的な取り組みが図られることにより、さらに実効的な成果が期待される。

(二) 機能・品質の確保

公共工事の価格低減を目指すことが、社会資本が本来備えるべき機能・品質を損なわせることとなるのでは、行動計画の趣旨に反することとなる。

公共工事のコスト縮減にあたっては、まず、供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の機能、品質と両立させつつ進める必要がある。

(三) 不当なしわ寄せの防止

コスト縮減の裏付けなしに、工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

すなわち、公共工事の価格低減を性急に図るために、「いわゆる歩切り」のような手段をとることは、下請け企業等へのしわ寄せへつながる危険性が高く、適切な手段とは言えない。

政府行動指針および本行動計画の基本

的考え方は、諸施策を総合的かつ持続的に実施し、公共工事をとりまく諸環境を改善し、低いコストで、適正な機能・品質を持つ目的物を建設できる環境作りを行うことにある。

(四) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠であることは言うまでもない。このため、平成六年度より、透明性・客観性および競争性をより高めるための入札・契約制度の改革を実施しているところであるが、国および地方公共団体を通じて、その一層の推進を図るとともに、技術力による競争を一層促進する入札・契約方式の検討を進める。

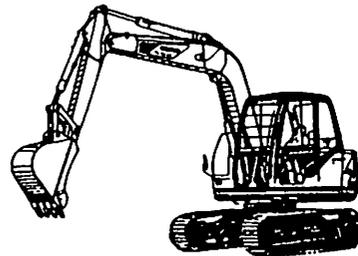
また、この改革と併せて、不正行為を行った事業者に対しては、発注者による指名停止措置や建設業法に基づく監督処分といったペナルティを強化したところであり、損害賠償の請求を含め、厳正な運用を行うとともに、入札談合情報があった場合には、公正取引委員会との緊密な連携を確保する等適切に対処する。

さらに発注者および事業者に対する講習会の開催等により、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律等の遵守を徹底する。

また、十分な施工能力を有しない不良不適格業者が、公共工事を受注した場合、

一括下請負等の不適切な施工体制となるおそれがあるため、発注者支援データベースや施工体制台帳の活用等により、一括下請負等を排除するための所要の対策を講ずる。

これらの措置を通じて、入札談合等の不正行為の根絶に努め、適切な公共工事コスト形成に資することとする。



平成9年9月

事業主各位
可搬形発電機整備技術者 殿

(社)全国建設機械器具リース業協会
可発委員会

電気事業法の一部改正について

電気事業法が大幅に改正され、平成7年12月1日から実施されましたことは昨年3月にお知らせいたしました。その後資源エネルギー庁、公益事業部長通達が最終的に示され改正点等が決まりましたので、大変遅れて恐縮ですが改めて全容をお知らせいたします。

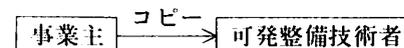
記

(内容物一覧)

電気事業法の一部改正について	1～3頁
工事用発電設備の届出手続き一覧表	4頁
保安規程届出書(様式第41)	
保安規程	
保安規程変更届出書(様式第42)	
主任技術者選任許可申請書(様式第45)	
主任技術者選任又は解任届出書(様式第46)	
工事用発電設備所有状況一覧表(様式1)	

以上

◎お手数ですが、コピーして資格者にお渡しください。



電気事業法の一部改正について

1、用語の定義

用語の定義は次のとおりです。

- (1) 「建設工事現場における移動用電気工作物」とは、自家用電気工作物であって、専ら建設工事現場等において短期間使用される可搬形の内燃力発電設備のうち、リース業者等が所有し、建設業者等が使用するもの(以下「工事用発電設備」という。)をいう。
- (2) 「リース業者等」とは、工事用発電設備に係るリース業またはレンタル業を営む者並びに土木工事業、建設工事業、電気工事業または機械器具設置業を営む者であって工事用発電設備を他に貸し出す者、その他工事用発電設備を不特定多数の者に貸与する目的で所有する者をいう。

2、電気工作物の区分

旧法は、電気事業の用に供する電気工作物、自家用電気工作物、一般用電気工作物に3区分されていましたが、改正法

では危険度の比較的高い事業用電気工作物と危険度が比較的低い一般用電気工作物に2区分されました。

3、一般電気工作物について

一般用電気工作物は「小出力発電設備」などであって、今回、工事用発電設備のうち、出力10kW未満のものは一般用電気工作物の取扱いになりました。(施工規則第48条第4項)

4、工事用発電設備について

工事用発電設備に関する運用、解釈及び必要な届出書については次のとおりです。

4-1 工事計画の届出(変更の届出を含む)

工事計画の届出(変更の届出を含む)に関しては、出力1,000kW以上の発電設備の設置または取替の場合、事前届出を要する。(法第62条、施規則表第2)と規定されています。

従って、1,000kW未満の発電設備に関する工事計画の届出は不要となりました。

4-2 保安規程の届出について

リース業者等は、工事用発電設備を常時保管する場所における当該発電設備の工事、維持及び運用(購入、修理、改造、点検、整備、貸出し等)につい

て各々保安規程を作成し、当該発電設備を管理する事業所の所在地と管轄する通商産業局長に保安規程の届出を行うものとする。(法42条)と規定されていますので従来どおり保安規程の届出が必要です。(様式第41、第42使用)

4-3 主任技術者の選任について

リース業者等は、工事用発電設備を常時保管する場所若しくはこれを直接統括する事業場に、各々主任技術者を選任し、主任技術者選任の届出を行うものとする。

リース業者等の職員に主任技術者の資格を有する者がいない場合は、法第43条第2項の規定に基づき「主任技術者選任許可申請書」を、主任技術者を常時勤務させる事業場を管轄する通商産業局長に提出し、許可を受けることとなる。(法第43条)

この場合の選任許可基準は「同等以上の知識及び技能を有する者」とし、
〔(社)全国建設機械器具リース業協会の定める可搬形発電機整備技術者の資格を有する者〕についてもこれに該当する者として認めることとする。と規定されていますので「主任技術者選任許可申請書」を提出し従来通り許可を受けることが必要です。(様式第45使用)

許可主任技術者の資格範囲は出力500kW未満の発電設備に関する保安監

工所用発電設備の届出手続き一覧表

届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令
1. 保安規程届出書	所轄通商産業局 (1)	設置者	工事着手前 (事業の開始前)	法第42条
2. 主任技術者選任 又は解任届出書 (主任技術者選任 許可申請書等)	所轄通商産業局 (1)	設置者	工事着手前 (遅滞なく)	法第43条2項
3. 工所用発電設備 所有状況一覧表	所轄通商産業局 (1)	設置者	毎半期9月末現在 →11月末日 毎半期3月末現在 →5月末日	法第106条
4. 工事計画届出書	出力1,000kW未満不要	—	所有しようとする とき	法第47条
	出力1,000kW以上要	所有者		
5. 貸出実績報告書	不要	—	—	—
6. 使用前検査申請	不要	—	—	—

4-4 工所用発電設備所有状況一覧表

リース業者等は、法第106条の規定に基づく工所用発電設備の出力の変更等の報告として、半年に一回「工所用発電設備所有状況一覧表(様式1)」に該当半期末(九月末又は三月末)の所有状況を取りまとめ、当該半期末の翌々月末日(二月末日又は五月末日)までに所轄通商産業局長に提出するものとする。と規定されていますので、従来通り作成して提出することが必要です。

4-5 罰則

主任技術者の選任及び保安規程の届出に関する罰則は次のとおり改正されました。

- 1、(主任技術者)第43条1項の規定に違反して主任技術者を選任しなかった者は、第118条第8号の規定により300万円以下、3項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者は第120条に第1号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。
- 2、(保安規程)第42条第1項若しくは第2項に違反して届出をせず又は虚偽の届出をした者、第3項の規定による命令に違反した者は30万円以下の罰金に処せられる。

4-6 定期点検及び「点検済証票」に

ついて

リース業者等は、自己の所有する出力10kW以上の工所用発電設備の定期点検を1年1回以上実施することが必要です。(法第42条、施工規則第50条第1項)

「点検済証票」については、従来公益事業部長通達に点検終了後は、点検者、点検日等を明記した「点検済証票」を当該発電設備に貼付することが示されていましたが、今回は通達に示されませんでした。

資源エネルギー庁の見解は、「工所用発電設備に点検済証票を貼付することは、所有者と使用者が異なる等特殊な使われ方が多い状況から、保安確保のために必要な措置であり、加えて建設工事現場に定着している実態から鑑みて、業界が自主的に継続されることが望ましい」とするものです。

一方、建設業者からも全国の建設工事現場において「点検済証票」は「機能、性能が確保されている証」として、貼付の有無を確認して使用している実態があり引き続き継続することを強く望まれています。

本件に関し、可搬形発電機整備技術者委員会は十分検討を行い、上記の理由に加えて、業界が長年に亘り実績を積み上げた良い制度であることから、

自主的に継続して行うことが望ましいと判断いたしました。

4-7 点検済証票の保険について

この点検済証票には、生産物賠償責任保険が付保されています。この生産物賠償責任保険は、点検済証票を貼付したリース物件の点検、整備、補修等の不備、不良および表示ミス等によって起こった事故により会員が負う法律上の賠償責任を補償するものです。

(保証内容)

対人賠償 1名につき

¥3,000万円

1事故につき

¥6,000万円

(保険期間中

¥6,000万円)

(但し免責額

¥30,000円)

対物賠償

1事故につき

¥100万円

(保証期間中

¥10,000万円)

(但し免責額

¥30,000円)

保安規程

平成 年 月 日 届出

設置者	氏 名	
	所 在 地	
発電設備を常時 保管する場所	名 称	
	所 在 地	
	名 称	
	所 在 地	
電気主任技術者	氏 名	
	資 格	一種 二種 三種 許可 (可発整備技術者)
	常時勤務場所	
		選 任 統 括
備考		

主な変更事項

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(様式第41)

保安規程届出書

平成 年 月 日

殿

住 所

会 社 名

代 表 者

㊤

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

(様式第45)

主任技術者選任許可申請書

平成 年 月 日

殿

住 所

会 社 名

代 表 者

㊟

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する 事業場の名称及び所在地		
選任する 主任技術者	氏名および 生年月日	
	住 所	
主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要		

(様式第42)

保安規程変更届出書

平成 年 月 日

殿

住 所

会 社 名

代 表 者

㊟

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の年月日	平成 年 月 日
変更の内容	

(様式)

平成 年 月 日

殿

住 所
会 社 名
代 表 者

㊟

発電所の出力変更及び廃止報告 (工所用発電設備所有状況一覧表)

電気関係報告規則第5条第1号及び第2号の規定により平成 年度 半期末現在の工
事用発電設備所有状況を下記のとおり報告します。

記

出力区分	所有台数	合計出力 (kW)
100kW未満		
100kW以上200kW未満		
200kW以上300kW未満		
300kW以上500kW未満		
500kW以上1,000kW未満		
1,000kW以上2,000kW未満		
2,000kW以上3,000kW未満		
3,000kW以上		
計		

(様式第46)

主任技術者選任又は解任届出書

平成 年 月 日

殿

住 所
会 社 名
代 表 者

㊟

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により
届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した 事業場の名称及び所在地		
選 任 し た 主 任 技 術 者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の 種類及び番号	
	主任技術者が主任技術者の 職務以外の職務を行っている ときは、その職務の内容	
	主任技術者の監督に係る 電気工作物の概要	
	選 任 年 月 日	
解 任 し た 主 任 技 術 者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の 種類及び番号	
	解 任 年 月 日	

全建リース総合賠償制度の近況について

発足以来
二年八カ月を経過
(加入会員数二二五社)

「全建リース総合賠償制度」につきまして、会員の皆さまのご理解とご協力のもと、発足以来二年八カ月を経過しましたが、現在加入会員数は二二五社とますますの進展を遂げております。

各支部別の加入状況は下表のとおりとなっております。加入率が二〇%を超える支部が一四支部になりました。

当制度につきましては、本年度から指定代理店制度を採用して、会員の皆さまの身近に相談できる代理店を置きました。ご契約内容のこと、或いは事故発生時等々何なりと本部代理店のセンター共々、お気軽にご利用下さい。

全建リース総合賠償制度支部別加入状況(1997年11月計上分まで) (円)

支部名	会員数 (在本社)	基本プラン		オペレーションミス		合計 基本+オベミス	加入 率%
		加入	掛金	加入	掛金		
北海道	81	23	3,467,500	19	2,914,160	6,381,660	28.4
青森	13	5	807,500	5	1,430,000	2,237,500	38.5
秋田	18	5	780,000	5	1,240,000	2,020,000	27.8
岩手	26	11	1,580,000	7	1,570,000	3,150,000	42.3
宮城	39	10	1,343,330	7	1,708,340	3,051,670	25.6
山形	16	8	1,120,830	8	2,164,170	3,285,000	50.0
福島	29	8	1,320,000	4	720,000	2,040,000	27.6
茨城	24	1	97,500	1	172,500	270,000	4.2
群馬	15	1	130,000	1	130,000	260,000	6.7
栃木	20	2	260,000	2	260,000	520,000	10.0
新潟	24	7	1,220,000	5	1,510,000	2,730,000	29.2
東京	194	26	3,945,830	13	4,622,500	8,568,330	13.4
神奈川	66	2	230,000	1	130,000	360,000	3.0
長野	32	7	1,010,000	6	1,240,000	2,250,000	21.9
静岡	26	7	890,000	5	610,000	1,500,000	26.9
中部	76	22	3,487,500	13	3,185,000	6,672,500	28.9
富山	21	3	460,000	2	405,000	865,000	14.3
石川	28	2	310,000	1	100,000	410,000	7.1
福井	14	2	282,500	1	540,830	823,330	14.3
滋賀	24	3	490,000	2	440,000	930,000	12.5
大阪	120	3	578,330	1	80,000	658,330	2.5
兵庫	38	14	1,805,840	8	2,735,830	4,541,670	36.8
和歌山	30	0	0	0	0	0	0
中国	79	8	1,096,670	3	1,226,670	2,323,340	10.1
四国	25	11	1,743,330	6	1,465,830	3,209,160	44.0
九州	125	24	3,388,330	19	4,993,330	8,381,660	19.2
沖縄	13	10	1,355,000	8	1,190,000	2,545,000	76.9
合計	1,216	225	33,199,990	153	36,784,160	69,984,150	18.5

1、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」が改正され、平成9年7月31日に告示され、平成9年10月1日から施行されました。

騒音規制法施行令の一部を改正する政令において、特定建設作業として従来定められている5つの作業（参考2）に加えて、ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベルを使用する作業が追加されました。

今後は、本告示に基づき低騒音・低振動型建設機械が指定されます。

低騒音型建設機械の指定を受けた建設機械には、別記様式第4号による標識を側面の見やすい箇所に表示する。

(経過措置)
現在の基準で指定されている低騒音型建設機械については、平成14年9月30日までの間、指

株式会社第4号 (第十条関係)



低騒音型
建設機械の標識

- 備考
1. 色彩は地を青色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
 2. 外円の直径は80mm以上とする。

様式第5号 (第十条関係)



超低騒音型
建設機械の標識

- 備考
1. 色彩は地を青色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
 2. 外円の直径は80mm以上とする。

様式第6号 (第十条関係)



低振動型
建設機械の標識

- 備考
1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
 2. 外円の直径は80mm以上とする。

定機械とみなす。

参考2：特定建設作業
騒音規制法では、建設工事として実施される作業のうち特に著しい騒音を発生する作業、すなわち、次の5つの作業を特定

建設作業として政令で定めている（法2条・令2条、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）。

- 1、杭打ち機、杭抜機又は杭打ち杭抜き機を使用する作業
- 2、びょう打ち機を使用する作業
- 3、削岩機を使用する作業
- 4、空気圧縮機を使用する作業
- 5、コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

ただし、当該作業がその作業を開始して日に終わるものは規制の対象外である。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金について 厚生年金基金の財政状況

1. 基金財政の問題点

厚生年金基金では、基金に加入されている企業から納めていただいた年金の掛金を、生命保険会社や信託銀行などに預けて運用し、将来、その元本と運用収益で加入員の皆様に基金が定めた一定の支給率の年金・一時金などの給付金を支払うことになっています。

基金は、将来の給付金の支払いに備えて、それに必要な金額を予め積み立てることになっています。これを責任準備金といいます。

責任準備金は、加入員の増減や年齢、運用利回りなどの数値を基に将来の収入支出を計算して算出します。

責任準備金の算出の基になる運用利回りは、年利5.5%を用いています。

ところが平成4年度以後、国内株価の低迷や低金利の影響で5.5%を下回る状況が続いており、このため実際の積立金が責任準備金を下回り積立不足を生じるおそれが出てまいりました。

積立不足が一定額を超えた場合は、積立不足を解消するために加入企業から掛金を負担していただくこととなります。

2. 当基金の財政状況

(1) 平成8年度年金経理決算

損益計算書（平成8年4月1日～平成9年3月31日）

（単位：円）

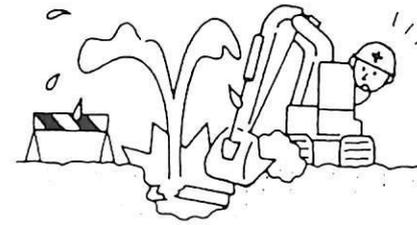
借 方		貸 方	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
給 付 額	294,308,608	掛 金 収 入	2,487,716,383
移 換 額	514,107,998	受 換 金	29,084,756
拠 出 額	1,050,000	政 府 負 担 金	23,133,352
固有の信託報酬・固有の保険事務費	39,844,930	収 益 受 入 金	414,054,156
業 務 委 託 費	20,966,511	前 年 度 末 金	14,690,794,000
当 年 度 末 責 任 準 備 金	16,926,280,000	当 年 度 不 足 金	151,775,400
当 年 度 剰 余 金	0		
計	17,796,558,047	計	17,796,558,047

事故事例

今後の事故防止対策のご参考の一助にでもと、一部事故事例を掲載させていただきます。

事例のとおり、当制度は広範囲の補償を安い保険料で実現させた会員の皆さまのための制度です。

未加入の方も是非共ご検討頂き、ご加入賜りますようお願いいたします。

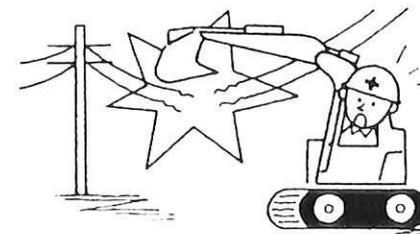


最近目立った事故

事故状況		見込み	支払い
ビル工事の仮設足場が突風のため、養生シートの煽りを受けて崩れ、近くに駐車していた車一〇台余を押しつぶし損害を与えた。 原因は足場資材の一部に老朽化した所があり、本数の不足も指摘された。	発電機のファンベルトが夜中に切れたため、水中ポンプが止まって水の汲み出しがストップしたため工事終了の土留め工事部分が崩壊し、業者が工事のやり直しをさせられた。	見込み 約 1,500万円	支払い 保険金
		140万円	
		見込み 300万円	

発生が多い事故例

- 一 バックホーのアームによる電線、電話線の切断
- 二 地下埋設管の破損
- 三 積込み、積降し時の事故
- 四 隣家の屋根、壁の破損等々です。



②最低責任準備金（プラス・アルファ部分を含まない額）対比

$$\frac{\text{保有資産 } 17,143,956 \text{千円}}{\text{最低責任準備金 } 12,008,257 \text{千円}} = 1.428$$

最低責任準備金は国の老齢厚生年金の給付に相当する額をいいます。
最低責任準備金対比が1.30を下回った場合は、積立不足と見なされます。

3. 当基金と全国の総合型基金との対比

項目	当基金	全国の総合型基金
人員規模	(H8) 14,844人 (H7) 14,222人 (H6) 13,723人	(H6) 1万人以上 122基金 (24%) 1万人未満 389基金 (76%)
平均年齢	男 女 (H8) 38.0歳 34.0歳 (H7) 38.1歳 33.7歳 (H6) 38.1歳 33.8歳	男 女 (H6) 40.1歳 36.7歳
新規加入年齢	男 女 (H8) 30.1歳 26.0歳 (H7) 29.7歳 25.2歳 (H6) 30.8歳 25.8歳	男 女 (H6) 30.7歳 28.9歳
脱退率	男 女 (H8) 11.9% 19.1% (H7) 9.1% 16.6% (H6) 11.7% 17.7%	男 女 (H6) 9.6% 15.5%
積立水準 解散時責任準備金対比 (時価ベース)	(H8) 1.008 (H7) 1.021 (H6) 1.005	(H7) ~0.8 10基金 1.0~1.2 306基金 0.8~1.0 307基金 1.4~ 22基金
積立水準 最低責任準備金対比 (時価ベース)	(H8) 1.404 (H7) 1.433 (H6) 1.417	(H7) ~1.1 51基金 1.3~1.4 159基金 1.1~1.2 110基金 1.4~1.5 81基金 1.2~1.3 150基金 1.5~ 94基金

(注) 全国の総合型基金の数値は、厚生年金基金連合会資料より

上の表からみますと、当基金は規模の大きな基金であり、加入員の年齢が若いなど、財政上有利な条件を備えており、その結果、適正な積立水準を確保していることが解ります。

4. 解散基金と当基金の財政状況の対比

(1) 解散した基金の解散に至った理由

平成6年11月に解散した日本紡績業厚生年金基金の例をみますと、母体企業である紡績業界が

貸借対照表（平成9年3月31日現在）

(単位：円)

借方		貸方	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	424,497,184	責任準備金	16,926,280,000
固定資産	16,478,296,153	別途積立金	128,288,737
当年度不足金	151,775,400	当年度剰余金	0
計	17,054,568,737	計	17,054,568,737

(注) 固定資産の時価は、16,517,345,517円となっています。

(2) 平成8年度末の運用利回り

総利回り 2.71% 実質総利回り（運用手数料等控除後） 2.31%

(3) 平成8年度末評価損益（簿価と時価の差）

評価益額 39,049,364円 評価益率 0.24%

(4) 当年度不足金の処理

当年度不足金151,775,400円が発生していますが、不足金を計上したのは基金設立以来初めての事です。この原因は(2)のとおり実質総利回りが2.31%となり、5.5%を大幅に下回ったためです。不足金は別途積立金128,288,737円を取り崩して充てますが、なお、23,486,663円が平成9年度への繰越不足金となります。ただし、積立金の額を時価で評価（平成9年度決算から時価評価になります）すると、(3)のとおり39,049,364円の評価益がでています（時価が簿価を上回っている）ので、繰越不足金は0円となります。

(5) 積立金の検証

積立金が必要額を満たしているか否かを検証した結果、平成8年度末においては適正な水準を確保していることがわかりました。

積立水準（時価ベース）

①解散時責任準備金（プラス・アルファ部分を含む額）対比

$$\frac{\text{保有資産 } 17,143,956 \text{千円}}{\text{解散時責任準備金 } 17,000,732 \text{千円}} = 1.008$$

解散時責任準備金は基金独自の上乗せ給付額を含めた必要積立額をいいます。
解散時責任準備金対比が1.0未満になると積立不足と見なされます。

(4) 財政決算結果の推移

年度	年金資産 ①	責任準備金 ②	基本金 ①-②	当年度剰余 ③	うち利差 ④	利差以外 ③-④
60	7,654	7,561	93	0	234	△234
61	8,406	8,261	145	52	285	△233
62	9,203	9,152	51	△ 94	294	△388
2	4,900	4,540	360	177	74	103
63	10,008	9,874	134	83	332	△249
3	6,633	6,117	516	154	53	101
元	10,592	10,534	△ 5	△139	43	△182
4	8,514	7,994	520	86	5	81
2	11,099	11,171	△ 72	△ 67	78	△146
5	10,475	9,765	710	190	△ 66	256
3	11,410	11,780	△370	△298	△ 89	△209
6	12,476	12,360	116	財政再計算	△182	
4	11,477	11,994	△517	△517	△272	△247
7	14,819	14,690	129	12	△207	219
5	11,405	12,084	△679	△679	△345	△334
8	16,902	16,926	△ 24	△151	△486	335

(3)表、(4)表とも上段は日本紡績、下段は当基金の数値です。日本紡績の数値は、厚生年金基金連合会の資料による。

平成6年度は当基金では財政再計算のため、当年度剰余金を計上しておりません。

日本紡績業の基金の場合、極端に財政状況が悪化してきたことが、これらの数値から読み取れます。そのために解散時において、多額の企業負担が生じる結果となったものです。基金では今後このような状況に至る前に対処できるような取扱いの改正が行われています。

発展途上国からの輸入量の増大等により産業調整を余儀なくされ、加入事業所では従業員の減少、他業種への転換、廃業等が相次ぎ、最盛時2万8千人いた加入員が、平成6年3月には2千人台に減少し、他方、年金受給者は7千人に達するという状況にあったとのことです。

このような状況にあっても、運用の良かったときは運用益でカバーしてこられたわけですが、平成3年以降運用収益が悪化したために、大幅な不足金を生じ、数度にわたり掛金率の引き上げを実施してきたが、これも企業として限界に達し解散もやむなしとの状況に至ったということです。解散に至った大きな原因は、産業構造の変化による母体企業の衰退にあるといえます。

(2) 加入員数の推移

日本紡績業		当基金	
年度	加入員数	年月	加入員数
昭43	18,298人	昭62.4	6,689人
昭44	28,733	昭63.3	7,354
昭46	25,876	平元.3	8,481
昭50	18,380	平2.3	9,883
昭52	9,576	平3.3	10,923
昭57	6,366	平4.3	11,964
昭62	4,679	平5.3	12,686
平元	3,605	平6.3	12,967
平3	2,953	平7.3	13,649
平4	2,634	平8.3	14,210
平5	2,214	平9.3	14,844

(3) 年金資産と最低責任準備金の推移

(単位：百万円)

時期 年月	年金資産簿価 ①	年金資産時価 ②	評価損益 ③=②-①	最低責任準備金 ④	時価との差 ⑤=②-④
61.3	7,654	8,009	355	6,267	1,742
62.3	8,406	9,002	596	6,832	2,170
63.3	9,203	9,195	△ 8	7,321	1,874
3.3	4,900	4,848	△ 52	3,129	1,719
元.3	10,008	9,981	△ 27	7,865	2,116
4.3	6,633	6,538	△ 94	4,272	2,266
2.3	10,529	9,923	△ 606	8,241	1,682
5.3	8,514	8,432	△ 82	5,563	2,869
3.3	11,099	9,827	△1,272	9,110	717
6.3	10,475	10,393	△ 81	6,876	3,517
4.3	11,410	9,443	△1,967	9,557	△ 114
7.3	12,476	12,321	△ 154	8,600	3,721
5.3	11,477	9,587	△1,890	10,058	△ 471
8.3	14,819	14,860	41	10,277	4,584
6.3	11,405	9,681	△1,724	10,489	△ 808
9.3	16,902	16,942	39	12,008	4,894



平成九年度可搬形発電機整備技術者 試験合格者

平成九年度可搬形発電機整備技術者認定試験は、六月五日より全国八会場において実施され、合格者は四一四名であった。

支部名	受験者数	合格者数
北海道	49	49
青森	16	16
岩手	6	6
秋田	8	8
宮城	6	6
山形	1	1
福島	8	8
茨城	4	4
栃木	3	3
群馬	20	20
東京	78	71
神奈川	3	3
新潟	3	3
長野	2	2
静岡	28	27
中部	29	29
富山	1	1
石川	6	6
福井	4	4
和歌山	0	0
滋賀	5	5
大阪	37	37
兵庫	8	8
中国	37	36
四国	9	9
九州	44	43
沖縄	10	9
合計	425	414

〔平成九年度可搬形発電機整備技術者 合格者名簿〕

北海道支部
北谷 和輝
秋庭 秀樹
阿彦 明
長岡 順平
山内 光男
山内 光男
糸谷 克則
長岡 順平
山内 光男
糸谷 克則
高橋 真琴
長岡 秀樹
二子 伸広
小柄 真司
北谷 和輝

青森支部
山口 芳美
大久保 賢一
秋田支部
伊藤 洋
高橋 孝三
高橋 良逸
小松 献也
佐々木 義則
佐藤 孝幸
小林 清一
大淵 孝幸
高橋 清一

宮城支部
鹿野 聡
山田 保典
若生 正人
伊藤 時彦
高橋 勝弘
川口 堅重

山形支部
石田 和巳

福島支部
代士見 秀樹
丹治 秀樹
小野 義隆
尾崎 幸治
遠藤 幸治
三浦 幸治
古川 健一

茨城支部
鈴木 勝博
谷口 幸夫
小川 利彦
堀田 俊一
小沼 武弘

栃木支部
岡田 孝雄
一野谷 憲人
廣瀬 直樹

群馬支部
湯本 純一
町田 哲也
金子 秀昭
青山 清春
富田 康夫
上村 正明
田辺 文義
小海 和弘
桑原 聡
高橋 央
樋口 逸人
千明 伸行
笠原 豊
宮下 政幸
原田 政仁
下鳥 政敏
中川 秀樹
若山 憲一

東京支部
中里 孝行
広井 伸吾
奥田 誠
奥田 重夫
田中 隆
柳田 徹
佐藤 政治
岩崎 網史
宮原 信行
齊藤 則高
森田 大介
布施 剛志
大久保 孝志
林 上野
井上 崇
島村 正彦
多田 茂人
渡辺 太司
石原 賢二
佐伯 洋和
池田 誠
本田 剛
鈴木 成人
武藤 太謙
鳴田 隆
鈴木 晃
徳島 哲也
栗田 哲夫
滝沢 晃
齋藤 泰二
目杉 弘之

新潟支部
小池 宏
片倉 希昭
三宅 浩司
佐々木 幸喜
津谷 和之
安田 一規

長野支部
山口 正利
下田 浩司
松川 秀樹
田島 貴
中村 浩二
磯野 勝美

神奈川支部
齋藤 祥男
桑原 恒明
一條 徳
五十嵐 淳夫
安藤 巧
伊藤 喜太郎
山本 雅夫
山本 元春
山岡 邦雄
奥山 泰治
早田 隆二
横山 隆二

静岡支部
齋藤 祥男
桑原 恒明
一條 徳
五十嵐 淳夫
安藤 巧
伊藤 喜太郎
山本 雅夫
山本 元春
山岡 邦雄
奥山 泰治
早田 隆二
横山 隆二

長野支部
信二 正喜
阿部 信二
木内 正喜

神奈川支部
齋藤 祥男
桑原 恒明
一條 徳
五十嵐 淳夫
安藤 巧
伊藤 喜太郎
山本 雅夫
山本 元春
山岡 邦雄
奥山 泰治
早田 隆二
横山 隆二

中部支部
大塚 陽一
熊谷 義昭
中嶋 賢一
吉田 昌生
吉田 正弘
清家 正彦
松下 正彦
高橋 一則
八木 和昭
小野 康男
早川 建司
加藤 亮一
菊地 光美
稲葉 保隆
黒井 主税
石谷 浩之
佐々木 浩之

岩手支部
佐々木 信一
岩崎 寿男
後藤 史
吉村 裕昭

青森支部
長内 聡
磯野 嘉幸
水谷 尚之
木村 尚史
石村 幹雄
福田 久
杉本 俊寿
菊池 守彦
米谷 和晃
伊藤 正信
阿部 良幸
桶谷 拓也
深堀 和人
越後 誉貴
鈴木 勇一
下山 智

岩手支部
佐々木 信一
岩崎 寿男
後藤 史
吉村 裕昭

岩手支部
尾方 真一
山田 忍
村瀬 正樹
溝尻 智宏
高木 冬樹
熊沢 雅樹
河野 智久
塚本 智夫
廣田 秀夫
増田 孝介
畑中 秀樹
吉崎 仁
松澤 仁

(社)全国建設機械器具リース業協会はインターネットのホームページを開設しました。

(社)全国建設機械器具リース業協会

<http://www.alpha-web.or.jp/zenken/>

今回、会員の皆さんやレンタル機器をご用命くださるユーザーさまのためにホームページを開設いたしました。

掲載内容は、協会事業、会員照会、都道府県別機械設備一覧のご案内です。今後掲載内容を充実させたいと思いますので、どうぞご利用ください。



社団法人 **全国建設機械器具リース業協会**

会員照会

都道府県別機械設備一覧

本協会のご案内

● 会員照会 ● 都道府県別機械設備一覧 ● 本協会のご案内

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
 〒101 東京都千代田区神田駿河台 2-1
 近江兄弟社ビル 4 階
 TEL 03-3293-7273 FAX 03-3293-7275

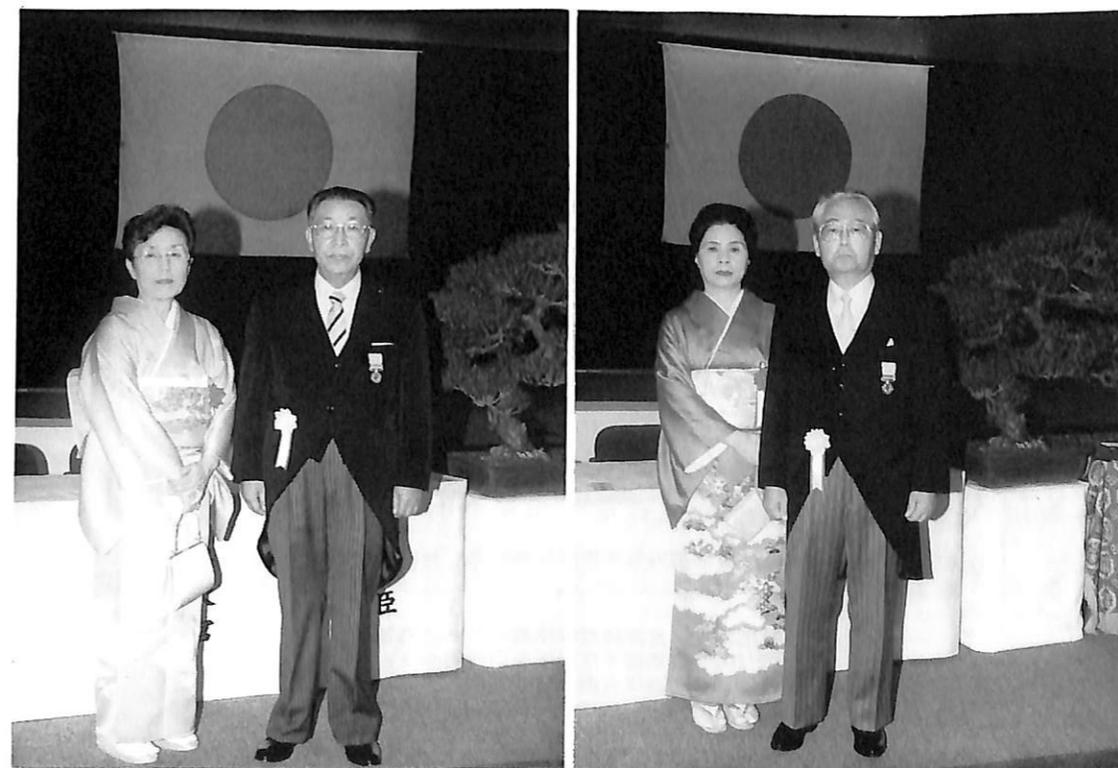
加藤 正裕	関根 賢一	吉田 健一	秦野 和成	谷津倉 優世	神奈川支部	大西 仁	大野 秀夫	森 昭夫	青木 和郎	村松 寿樹	木下 孝介	児玉 克彦	村吉 政義	山本 正一	立石 みのみ	岡崎 順市	山田 寿彦	古杉 喜男	荒井 高広	吉田 年宏	鎌田 悟司	脇 昌輝	加藤 長門	関根 敏男	東京支部	三留 淳	水沼 俊一	鈴木 彰	福島支部	中原 正志	山形支部	
高山 真典	原田 公彦	松浦 正暁	静岡支部	五月女 哲久	飯嶋 雅幸	山吉 正三	結城 信行	新潟支部	藤本 孝一	小林 巧	桑原 修	石塚 春彦	井島 通弘	田部 栄介	猪野 壮平	大塚 伸浩	松嶋 恵市	藤岡 恵順	品田 和彦	小林 美明	中里 弘	岩田 啓司	高橋 孝行	中里 孝行	群馬支部	坪井 邦親	北 敬裕	笹本 尚男	茨城支部	長野支部		
安江 伴之	丹羽 裕昭	西村 仁	西尾 正敏	中屋 浩一	北村 法光	石原 多志	米津 俊一	中部支部	氏家 新悦	富井 喜久雄	浅井 進	村田 元昭	鈴木 孝治	岡本 久良	田中 慎二	加藤 孝男	三津山 隆	岩倉 具視	城内 梅男	田中 和美	佐々木 順	鈴木 一仁	山田 光雄	荻野 嘉久	北村 崇	菊地 一雄	後藤 博幸	宮田 哲幸	大庭 操	浦田 登	松本 達也	徳田 功
大勢 恒	千代 竹志	能登 勝宏	富山支部	鳥居 正泰	神谷 文吾	高橋 悦二	青山 佳史	三田 信治	加藤 裕之	長戸 聖史	背戸 義之	西和 清隆	高村 明良	近藤 新一郎	河村 泰成	梅本 司	稲吉 敬	須田 博己	岡島 康博	廣田 智久	鈴木 貴志	金子 勝男	上田 裕和	安田 政司	小井田 勇二	奥山 剛志	横山 敏広	福嶋 成仁	岡田 修	新美 浩司	柘植 聡	小林 実男
尾本 俊雄	林 幸夫	井上 卓也	熊井 規之	岡田 良正	高澤 魅衣	高澤 俊也	樋口 秀明	岡本 明人	水谷 正三	小西 保廣	塚崎 正博	時岡 弘	有馬 義昭	笹波 正成	宮西 哲也	阪田 伸二	檜森 純一	西原 正和	長谷川 勇	大阪支部	内山 昭治	福井支部	中村 匡志	村田 栄治	横田 栄治	中川 博英	東 宗治	大西 正浩	西島 幸憲	毎田 清吉	石川支部	堀池 誠治
梅原 幸造	伊藤 和彦	寺井 洋貴	園山 雅之	佐々木 英治	貴田 利明	井澤 永伯	川野 光昭	阿部 昭晋	西本 裕之	片木 裕之	中国支部	棚野 啓三	畑中 雅伸	平野 正典	和歌山支部	瀬来 良之	下田 孝	長野 雅彦	森原 和則	立花 明	松田 幸岳	北島 幸行	阪中 正修	末 定雄	伊藤 ヨン光	宅美 孝幸	大牧 宏一	兵庫支部	浅田 真佐美	後藤 功	今井 健治	
細谷 訓洋	朝井 清之	岩里 忍	長尾 正敏	田中 等	田中 志津雄	石川 善通	高橋 砂雄	梶谷 光寿	四国支部	野々内 成美	山田 富士夫	中村 正男	河野 純一	清水 研二	山田 貴宣	角 英樹	清原 秀美	松枝 康正	小田 明	長谷川 明博	村中 政司	藤嶋 義仁	金崎 義明	藤本 一宏	福本 幹孝	植木 博規	柴原 文雄	萬代 栄	岩田 弘典	石津 正義	宮崎 誠治	田中 誠治
金城 民夫	上原 勤人	与儀 正雄	安里 力	佐久田 吉雄	沖繩支部	吉野 正典	山本 美子	木下 敏広	米原 欣一郎	谷之口 千広	谷口 慎二	前村 章	宇藤 春彦	白坂 浩志	河埜 行男	佐々木 敦夫	中林 洋一	藤本 照巳	押川 一美	東園 雅治	崎元 丈則	新留 幸一	盛 允人	九州支部	木下 吉生							

石井 毅副会長
中野 勇前副会長

黄綬褒章を受章

平成九年秋の褒章において、「多年建設機械器具賃貸業に従事するとともに、関係団体の要職にあつて斯業の発展に尽力した」として当協会の副会長 石井毅様、前副会長 中野勇様は黄綬褒章を受章されました。

褒章伝達式は平成九年十一月十四日(金)建設省で行われ、その後皇居に参内され天皇陛下に拝謁し、受章の祝意を賜った。



佐藤政雄副会長
酒井忠晴常任理事
山本高義常任理事

建設大臣表彰

第49回国土建設週間に当り、当協会の副会長佐藤政雄様、常任理事酒井忠晴様、常任理事山本高義様は、平成九年七月十日、多年建設機械業に精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した功績により建設大臣より表彰された。



佐藤政雄副会長



山本高義常任理事



酒井忠晴常任理事

LETTERS BRANCH

FROM THE 支部だより

北海道支部

蝦夷地より

北海道では、数年、ロシアと「ビザなし交流」と称して、稚内や根室から、北方領土・サハリンなどと旅券を使わないで往來を始め、先だつては、日本政府高官も島に赴き、民家で一泊するなどして北方領土返環の氣運を高めております。

当支部の活動も順調に推移し、会員一同この不景氣と闘っており、政府の効果的カンフル剤も期待しているところだ。

北海道は食い物と、四季に恵まれており、又開道一三〇年と歴史は浅いのですが、先住民族（アイヌ）と仲良く暮らしています。その一端（昔の生活）について少し触れてみたいと思います。

○衣（アットウシ）
もともと獣皮や樹皮を用いていたが、その後、木綿の古裂が入手出来る、これで衣服を作り、それにアイヌ独特な切状文様などの刺しゅうを施し、最近では儀式的

晴着としている。

○食（オハウ）

自然界の動植物に依存し、乾燥保存食として二、三年分は常時備えられていた。動物は主に薫製として、植物は乾燥し又は粉状にして利用し、日常的にはキョウジャニンニクやイモ・ダイコンなどと鳥獸、魚肉を鍋で煮た鍋物を食していた。

○住（チセ）

すべて木や草などの自然物で、樹皮等で縛りつけて作られ、釘などの金物は一切使用せずに、天井のない寄棟造りでした。入口はカヤ・ヨシなどで編んだ簾が下っており、部屋の中央に囲炉裏があり、上座奥には諸々の神が安置され、その下には、宝物（漆器・杯・刀・矢筒など）が置かれていた。

○クマ祭り（カムイイオマンテ）
ヒグマの靈魂を神の国に送り返す儀式のことで、もともとヒグマは神の化身として人里を訪問するので、殺すという觀念はなく、出向えに行くと考えられていた。三月頃、弓矢などで射った後に、その魂を客人として招き入れ、コ

タンの人々が酒宴をくり広げ、又伝統舞踊を演じて手厚くもてなした。その後食料や酒・宝物などを土産品として持たせ、神の国へ旅立たせるものです。

西暦	年号	事項
三万年前		大陸より人類が移住し始める
一八〇九	文化六	開宮海峡発見
五五	安政二	函館開港
六九	明治二	蝦夷地を北海道と改める
七六	九	札幌農学校（現北大）開校
七八		サッポロビール開始
八〇	一一	時計台完成
八二	一三	手宮・札幌間鉄道開通
八八	一五	札幌・函館・根室の三県設置
八九	二二	北海道庁赤レンガ庁舎落成
九〇	三三	北海道旧土人保護法公布
九〇	四四	青函連絡船開始
一一	四四	野球・スキー開始
一一	四五	開道五〇年
一八	大正七	昭和新山出現
四一	昭和一六	太平洋戦争終結
四四	二〇	昭和新山出現
四五	二二	太平洋戦争終結
五〇	二五	第一回サッポロ雪まつり
五四	二九	青函連絡船船体新丸沈没
六八	四三	犠牲者一四三〇人
七二	四七	開道一〇〇年
七二	四七	第一回札幌オリエンティック 冬期大会
七八	五三	有珠山大噴火
八一	五六	北炭夕張ガス爆発 犠牲者九三三人
八八	六三	青函トンネル開業 新千歳空港開業

知識メモ

10

現代生命科学事情

クローン羊ドリー

テクニカルライター 妻木 聡



◆もう一人の私



ドラマやアニメの世界では、ずいぶん昔からクローン技術が人間の複製に使われてきました。例えば、「ブラジルから来た少年」という映画では、アドルフ・ヒトラーの遺伝子から作られた少年、メジャーなどでは「スター・ウォーズ」の、白い鎧を着た敵側の兵士ストーム・トルーパーが、すべて同一人物のクローンという設定でした。

生物の設計図である染色体の二重螺旋構造が解明され、遺伝子工

学が多くの研究者を集めて立ち上がった当時、マスコミは髪の毛一本から染色体を取り出し、研究室でオリジナルと同一の人間を作り出せると報じました。事実、両棲類レベルまでは比較的早い段階から、クローンの作成に成功していたのです。科学雑誌には、アルピノ（白子）のカエルを何百匹もクローニングした写真が、麗々しく（気持ちが悪く）見方もありますが）掲載されました。

しかし、いざ哺乳類のクローニングという段になって、研究者たちの前には巨大な壁が立ちました。彼らの作り出した受精卵は、確かにどんどんタンパク質を生成して巨大化していくのですが、それはいつか手足や頭部・胴体という形には分化していか

かったのです。いや、正確には一定の条件下の染色体を使った時だけは、不本意ながら成功していたのですが。

◆キーワードは分化！

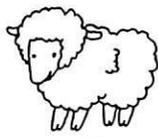


一定の条件下とは、つまり自然が作り出したクローン（双生児）と同じに、普通に受精した直後の受精卵を二つに割ることで作り出す方法です。この手法は現実に工業化され、商業面からは一定の評価を受けたのですが、研究者たちにとっては屈辱的な成功でした。副次的に体外受精という技術は発

達しましたが、出来た受精卵を乱暴に扱って二つに割るのがクローニングだとするには、かなり大きな抵抗を感じるというのが偽らざる心境でしょう。

そして、ここでも問題となるのが分化です。受精したばかりの（まだ手足や頭部・胴体などに分化していない）受精卵の染色体を使えば、クローニングは成功する。考えてみれば、受精卵が細胞分裂を繰り返して手足や頭部・胴体へと分化していった後、いったん手なら手を形成した細胞の染色体は、それから身体を維持するための細胞分裂（新陳代謝）をいくら繰り返しても、ずっと手を形成し続けてくれない限り困ります。気がついていたら、手首の先が足の裏になっていたのでした。

前述の、髪の毛一本から染色体を取り出して、というのは分化済みの髪の毛の細胞から染色体を取り出して、という意味ですから最もうまくいった場合でさえ、髪の毛を形成する細胞がどんどん増えていくだけでした。もちろん染色体の二重螺旋構造は、いくら分化しても変わらないので生物の設計図としては、常にフルセットを持っている訳で研究者たちの最初の目論見が、必ずしも無謀だったということではありません。しかし哺乳類のクローンは、不可能だとする考えが支配的となりました。



◆クローン誕生の衝撃

一九九七年二月二十七日、遺伝子工学の研究者たちは手にした英国ネイチャー誌を、信じられない思いで見つめていました。そこには世界で初めて、分化済みの生体細胞からクローニングに成功したと

報告する論文が掲載されていたのです。筆者はイアン・ウィルムツト、五二歳の発生学者である彼はスコットランドのロスリン研究所で、ここ一〇年ばかりクローニングの研究を続けてきました。

もともと、その目的は傷薬の原料であるタンパク質「フェブリン」等を、安価かつ大量に製造したいというスポンサーの会社PPLの要請を、遺伝子工学で実現しようという極めて実用的なものでした。イメージ的には、大腸菌にインシュリンを作らせようとする研究と大差ありません。ただ違うのは、研究の対象が哺乳類である羊であり、繁殖による自然な個体数の増加を狙っていたことです。

そして、クローン羊ドリーは誕生しました。この生きた薬品製造プラントは、放っておけば繁殖して一切の追加投資なしに、プラント数(子供や孫)を増やしていきます。つまり遺伝子操作まで受け取ったクローンであるにも関わらず、同時に生物学的な種としての羊が持つべき条件を完全に満たしている。この成果を見る限り、すでに

分化というハードルは完全にクリアされていると考えるのも間違いではないでしょう。

ウィルムツト博士の鮮やかな成功は、分化のメカニズムを染色体自体には求めなかったことにより、細胞の中で、染色体を包む何の変哲もないタンパク質が、現時点で必要な部分(手なら手の情報)以外を隠すことで、解明不能と思われていた分化は実現されていたのです。



◆技術と倫理の問題

クローニングの具体的な方法としては、雌牛などの卵から細胞核を取り出し、その外周の粘膜下にオリジナルの哺乳類から採取した細胞を滑り込ませて、数マイクログラムの電気ショックを与えます。すると両者の細胞が開き、オリジナルの細胞から染色体を含む細胞核が卵の中へ流れ込みます。

そして、さらに電流を加えると卵は新たに受精したかのように細胞分裂を開始します。

まだ成功率が低いという難点はあるものの、クローニングの手順はここに確立されました。さて、この技術は明日にも人間へ適用されるのでしょうか? しかしクローン羊ドリーに驚愕したのは、遺伝子工学の研究者たちだけではありませんでした。例えばアメリカでは、クリントン大統領が二月二十四日に全米生命倫理学会へクローニング技術の応用に関する法的及び倫理学的問題を徹底的に再検討するよう要請しました。

ローマ教皇庁は人間のクローニングが忌まわしい、傲慢の最たるものであり人間が己の創造主になるうとしてに等しいと訴えています。前者はクローン人間に人権を認めるべきかを、後者は作り出す側の重責について論じているものの、簡単に結論が出る問題ではありません。そのため、世界各国でとりあえずクローン技術の人間への応用は、規制しようという動きになっています。

読物

木曾殿と乳母子 巴(ともえ)御前抄録

巴は木曾に勢力を誇っていた、信濃国の豪族中三権守中原兼遠の子として、保元二年(一一五七)長野県木曾郡日義村で出生した。幼少期、中原巴は源氏の御曹子、幼名駒王丸(義仲)を兄と思ひ、そして主君と慕いながら、六歳年上の兄次郎(兼光)三歳年上の四郎(兼平)ら駒王丸の乳兄妹として育てられた。

男まさりの武勇誇り高い女武者、そのうえ絶世の美女として知られる巴御前について、古典「平家物語」巻九には、「色白く髪長クシテ容顔ニ美麗ナリ(中略)とあり、「言矢、打物取ツテ八如可ナル鬼ニモ神ニモアフトイフ一人当千ノツツモノ云云」と記述されている。巴は正室の座を望まず、終生影の形に添うことく片時も離れず陰に陽に義仲の心となり手足となって各地の戦いで木曾の女武者として勇名をとどろかせた。

しかしその生涯は多くの伝説と謎に包まれている。村には当時をしのぶ史跡や、それにまつわる伝説が残り、義仲の里、巴の故郷として今日まで語り継がれている。



巴に生まれ変わったと言われ、伝説に包まれている。

「山吹山」の山裾をめぐって木曾川の流れが、岩肌につかり折りがえし、繰り返す、まじり合い、渦が二つ巴を形づくって渦巻く有様をみて、いつの頃からか里人は巴がふち(淵)と呼ぶようになり、里人に恐れられていた伝説の淵がある。「木曾宣公舊の栗 日義之里」には、「木曾川の水流此淵において巴状にうずまくを以て名づけしとも云、然して此淵に主として龍神住めり、これが化身して権の守兼遠の女と生れ名を巴御前といふ、容貌力量凡人ならず、義仲公の義勇を助けて死後の尊霊再び此淵に帰住せりと、即ち姫の法號を龍神院殿眞嚴玄珠大

姉とあるをいっても 前説に近きものならん、今に至るも験罰いぢるしくて、里人尊敬を拂ひ、種々の祈願をこめる者多し。云云」とある。

この淵にすむ竜神が、将来源氏の大将になる駒王丸(義仲)が、木曾に逃れてきたことを知り、駒王丸の身を守るために、巴という女人に生れ変わった、と里人たちは言い伝えてきた。巴の出生にまつわる興味深い伝説が、今も木曾川の流れの中に息づいている。

「巴」……
駒の脚をとめた義仲の大声が、突然巴の耳もとに聞こえた。

「お前は女だから、早く落ちのびるがよい」
追いつがる範頼・義経追撃軍の囲みを突破して、六条河原から山科を経て、近江の栗津まで逃れてきた時、義仲・兄兼平・巴の乳母子主従合わせて七騎になっていた。

「巴は義仲さまと一緒に死にと、うござい

ます」

「ならぬ」

「木曾殿は最後まで女を連れて戦ったといわれては、後の世まで笑いのものにされてしまう」

義仲と兼平が馬首を勢多の方に向けた。

「さうばじゃ」

義仲の声をあとに巴も北の方向に駆けだした……。

ふと、われにかえった巴は、木曾の故郷日義村の巴淵のそばにただずんでいた。そして幼い頃から乳母子として駒王丸と遊んだ過ぎ去った月日に思いを巡らせていた……。

☆ ☆ ☆

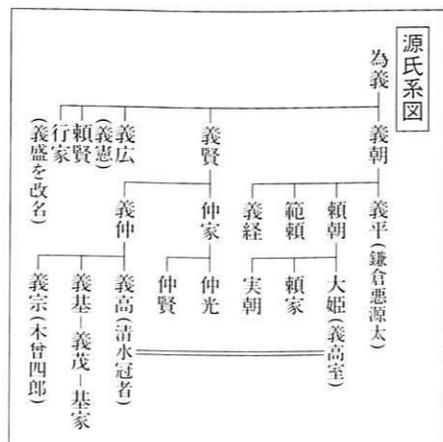
駒王丸の父源義賢が、久寿二年（一一五五）八月十六日、武蔵国比企郡（埼玉県）の大倉館に泊っていた義賢を、鎌倉悪源太義平が襲った。不意をつかれた義賢はよく戦ったが義平に討れた。義賢は源氏の棟梁として東国に地盤を確立した八幡太郎義家の末裔で、六条判官源為義の次男である。

兄の義朝は源氏の棟梁として京都にあり、摂関家藤原氏に任えていた。かたや義賢は東国にいて、上野国（群馬県）多胡郡の豪族秩父次郎大夫重隆の養子になっていた。家柄がすぐれ、武勇に恵まれていたので、上野・武蔵の武士達の多く

は義賢に従い、東国の源氏の勢力の中心となっていた。

義朝が京都にあって源氏の棟梁とし重視されるのも、東国の武士が義賢の支配下にあるからで、東国における武名が日々盛んになるにつれ、源氏の正当を伝える弟であるだけに、遠く京都にある義朝の心中は穏やかでなく、その憂いは、相模の鎌倉に義朝の留守を預っていた長子義平が、源氏の棟梁の地位をめぐる争いを未然に防ぐための行動となって起されたといえられている。

その叔父を甥が討ったこうした血腥い話あまりに多い。源氏に関する系図だけを「尊卑文脈」に見ると、嘉永元年（一一〇六）義家が没すると源氏の棟梁の地位をめぐる争い、一族間の骨肉相争う権力争いはたえなかった。



境遇ナレドイツノ世ニ力、全国ノ武士ノ総大将ニナラレル御方云云」と記され、義朝や、義平の目をかすめて駒王丸を養育し、信濃の源氏の勢力の結集することに夢と希望をかけた。

駒王丸は、兼遠の庇護のもとに成人し力も強く、心も勇猛果敢な武将の素質をあらわしてきた。平治の乱、平治元年（一一五九）以後平家がこの世の春を謳歌し、武士の社会からは源氏の勢力はかけをひそめ今まで、源氏の家人であった武士たちの大部分は平家に仕えるようになった。中原兼遠も、平家の命のともにとどき京都へ出て番役をつとめ、かたわら駒王丸と、巴や兄次郎、四郎ら乳母子達をともない上番し、密かに駒王丸の兄仲家の



義朝が元服した石清水 源氏の氏神として武家の崇敬が深かった。京都市八幡町男山。

いる近江河原に近い源頼政の邸をおとづれ、兄妹の仕える八条院へ参上した。京都で世にときめく平家の太刀を佩いた綺羅びやかな狩衣姿の公達たちの振舞をそれとなく見せたのであろう。その頃駒王丸は、都の南郊にある清水八幡宮で仁安元年（一一六六）十二歳のとき元服した。

「平家物語」には、すぐる永寿元年（一一〇四六）義家の祖父頼信が、一家の榮耀富貴と武運長久を祈った願文をこの石清水八幡宮に捧げ、以来源氏は八幡神を氏神と仰ぎ武神として尊崇するようになった云」と記されている。

駒王丸がその神前に進んで、「乃方四代ノ祖父義家朝臣八、此御神ノ御子トナツテ、名ヲ八幡太郎ト号シキカツ八其跡ヲ追フベシ云云」こうして八幡宮の前で誓をとりあげて元服した駒王丸は、木曾冠者源次郎義仲と改める。次郎とは義賢の次男であることによる。

一方義仲の兄仲家は、父義賢が、帯刀先生として近衛天皇が春宮（皇太子）の時に任えた時出生、「尊卑文脈」によると、母は下級貴族の周防守藤原宗季の娘とある。仲家を引きとって育てたのが源三位頼政である。源氏の一族だが、義朝の一家と違って摂津国（兵庫県）多田に土着した源頼光（義家・義朝の祖頼信の兄）の系統で、世に多田源氏と呼ばれた。京都

☆ ☆ ☆

幼名駒王丸（義仲）は久寿元年（一一五五）義賢の次男として生れ、父の討れた時はわずか二歳であった。「吾妻鏡」には「時ニ義仲三歳ノ嬰兒タリ云云」（治承四年九月七日条）とみられるが、「源平盛衰記」や「平家物語」は二歳説をとっている。叔父を討った義平は、畠山重能に駒王丸を探し出し「生かすな」と命じた。畠山重能は武蔵国の豪族で平氏出身であるが、早くから源氏の家人となつて大倉館の襲撃には義平に従っていた。重能は「たしかに承知した」といったものの探した駒王丸はわずか二歳の嬰兒である。まして義賢の妻小枝と畠山重能は従兄妹同志の間柄であり、とても義平の命には服せない。困った重能は、同じ源氏の家人である齊藤別当実盛（平治の乱後平氏）に頼みこみ、駒王丸と母小枝の身柄を実盛に預けてしまった。実盛は思案をめぐらせて、駒王丸の乳母の夫の縁をたどつて、信濃国の木曾の豪族、中三位権守兼遠を頼ろうとした。実盛に送られて駒王丸を懐に抱き、はるばる木曾へ落ちていった母小枝は、中原兼遠に幼児の保護を願った。

兼遠は次のようにいったと、「源平盛衰記」は伝えている。「コノ嬰兒ハ、マサシク源氏ノ正統、八幡太郎義家殿ノ四代ノ後胤ニアタル云云」今八親ヲ討レテ心細イ孤兒ノ



源三位頼政 以仁王を奉じて反平家の兵をあげるが、平等院で戦死。宮中で鶴を退治した伝説で名高い。狩野氏蔵。

に近く、武士の家としては公家とのつながりが多い宮廷武士の家であった。

仲家は頼政の慈愛の元に成人し、平家全盛の世でも養父のおかげで、八条院蔵人となった。また妹宮菊も同じ八条院に女房として仕えていた。父義賢が討たれた時、仲家十歳、駒王丸二歳、宮菊一歳だと伝えられている。

源三位頼政には仲光、仲賢の二子があり、長子の仲光は九条判官代となり、蔵人太郎仲光と呼ばれた。治承四年（一一八〇）後白河院の第二皇子以仁王の平氏討伐の命令を全国の源氏にとばし、最初の平氏討伐の軍を京洛の地に挙げたのが仲家の養父源三位頼政であったが、事前に謀が洩れたため、以仁王は近江の園城寺（三井寺）に逃れた。頼政は王のこもる園城寺に走り、仲家もその陣営に加つた。しかし情況の変化にともない夜陰に乗じて園城寺を脱出し、奈良に向かった。



以仁王 後白河法皇の第2王子。源賴政に奉ぜられて
挙兵する。高倉宮藏。

以仁王を奉ずる頼政軍と、平氏の軍勢との間に京の南郊宇治で交戦した。頼政は宇治川の戦いで破れ、遂に宇治平等院の釣殿で自害、仲家も頼政の子仲光と共によく戦ったが討死した。頼政の辞世の詩に「埋木の花咲く事もなかりしに身のなるはてぞ哀れなりける」と詠まれている。この治承四年五月この月、以仁王の令旨が、叔父の行家によって義仲に伝えられるのである。

以仁王の令旨について、「源平盛衰記」には、次のように書き記されている。

「下入、東山、東海・北陸三道諸国ノ軍兵等ノ所、

早く清盛法師ナラビニ從類叛逆ノ輩ヲ追討スベキ事

右、前伊豆守正五位源朝臣仲綱、最勝親王(以仁王)ノ頼ヲ奉ジテ宣入。

治承四年四月九日

伊豆守正五位下源朝臣 云云とあり、

「吾妻鏡」にはほぼ同文が記されている。令旨を受けた義仲等源氏の平家討伐の挙兵が、単なる乱闘でなく以仁王(皇子)の令旨によって行う大義名分の戦であることが重要なことだったのである。

また、「諸国源氏揃」を見ると、摂津国、河内国、大和国、紀伊国、近江国、美濃国、尾張国、信濃国、伊豆国、常陸国、陸奥国と諸国に住む、源氏の武者達の名が連ねてあり、信濃国の所には、木曾冠者義仲の名が真っ先に書かれていて、その下に岡田親義、平賀義信、村上基国という名が続いて記されている。

八月には伊豆で挙兵した頼朝が、平氏の大庭景親と石橋山で戦って敗れた噂が木曾にも伝わってきた。王の令旨を受けた五月以来、義仲が平家追伐の志を中原兼遠に打ちあけると、「源平盛衰記」(二六)には、

「兼遠ホクソ咲テ、殿ヲ今マテ育ヒ奉ル本意。偏ニ其ノ事ニテアリ、憚候事ナカレ云云」とあり、いかに義仲挙兵の日の実現を待ちわびていたかという心情がよく表れている。兼遠は兼光・兼平・巴兄妹の乳母子を義仲に献身させ、兄弟は木曾の四天王と称された。そして巴は常に義仲の側において各地の戦いで義仲のために奮戦するのである。

義仲は、兼遠を中心に着々と準備を進め建議に従って、直ちに廻状を甲斐源氏

されている。

翌年越後で北陸地方の最大の平家方の城氏が、義仲討伐のため兵一万余を率いて侵入し、善光寺の右手の千曲川のほとり横手河原に陣を構えた。義仲は越後の平家方城軍の侵入の報を聞くと、全軍に触を出し、横田河原近くの白鳥河原まで進んで対陣した。その数三千余騎だったという。

義仲は小勢ながら、その勇猛と奇略をもって、万余の大軍を擁する城軍を打ち破る「横手河原」の合戦である。その勝利があまりにも決定的であったため、またたくの間に、信濃、越後を中心に、越中、加賀、能登、越前の北陸一帯の武士が、義仲の陣に参加した。義仲は兵を挙げてから一年余の間に、名実ともに東国の源頼朝と肩を並べるまでに成長していた。

こうして義仲の上野進出は成功したが、上野より下野や武蔵などに頼朝の権威が及び勢力を伸ばすことができず上野にとどまることわずか二カ月余、治承四年九月に軍を信濃に帰している。これについて、「吾妻鏡」では、

「治承四年十二月二四、木曾義仲、上野国ヲ避リテ、信濃国ニ赴ク、是レ自立ノ志有ルノ上、彼国ノ多胡庄八、亡父(義賢)ノ遺跡タルノ間、入部セシムト雖モ、武衛(頼朝)ノ權威ニ東国ニ輝クノ間、帰往ノ思ヲ成

シ、此ノ如シト云云」

一方、頼朝は以仁王の令旨を奉し、伊豆の豪族北条時政の援助を得て、治承四年(一一八〇)八月十七日に反平氏の旗をあげた。伊豆国は平時忠の知行国で、平氏の家人山本判官兼隆が目代(代官)として国務を行っていた。頼朝はまずこの山本兼隆を討ち緒戦を飾った。源氏の嫡流である頼朝の挙兵に関東における平氏側は急に警戒を強めた。

朝廷の実力者であった右大臣九条兼実は、日記「玉葉」にその驚きが記されている。「カッテ平治ノ謀叛の賊トナツタ源義朝ノ子(頼朝)ハ、年来配所の伊豆国ニアツタガ凶悪ヲ事トシ国司ノ代官ヲ討チ伊豆・駿河ヲ押領シタ云云」また「熊野二住マウ(行家)去ル五月ノ乱逆(以仁王事件)ノ際、坂東ニ赴ク中略云云

頼朝の謀叛の報を得た朝廷では早速頼朝追討使を派遣すべき宣言が九月五日平清盛に出され、維盛・忠度・知度を大將軍として、東海・東山両道の軍兵を催し、頼朝に与力する凶徒を追討すべし、というものである。翌六日関東からの情勢が伝えられた。これによると「謀叛ノ賊ハ三百騎ホド、対スル官兵平氏ノ軍勢三千余騎ガ合戦ヲイデト凶賊ハ山中ニ逃ゲ込ダ云云」八月下旬に行われた石橋山合戦のことである。

の武田信義・上野源氏・新田義重ら、信濃の武士にまわし、決然として平家討伐の旗を木曾谷に掲げた。この地に鎮まる社は俗に「旗拳八幡」と呼ばれている。ときに治承四年(一一八〇)義仲二十七歳、木曾の山は重なり合った紅葉でもえる秋だった。

☆ ☆ ☆
義仲の呼びかけに応じて麾下に加わる甲斐・上野・信濃武士は日を追って増え、軍勢は、たちまちのうちに千余騎に達した。先ず当面の敵平家の信濃武士小笠原平吾頼直を「市原の戦い」で破り、坂東の父祖以来源氏の地盤であった信濃で平氏の命に服していた武士は続々と義仲の軍に参加した。

父義賢の本拠地であった上野国多故郡へ碓井峠を越えて進出した義仲について、「吾妻鏡」には、「木曾冠者義仲、亡父義賢主ノ芳躰(先人の行ったよい事業)ヲ尋ネ、信濃国ヲ出テテ上野国ニ入ル云云」と記



木曾義仲馬洗の碑 木曾谷洗馬にあり、「木曾路名所図会」には義仲が越後に兵を運める途中、ここで馬を洗ったという

義仲に先だつ一ヶ月前の八月伊豆で挙兵した頼朝は、緒戦の石橋山の合戦では、三百騎で三千騎の平氏に包囲され、二十余名で安房(千葉県)に逃れた頼朝は、千葉氏・上総介一族を配下におさめ二ヶ月後には二万七千余騎の南関東の武士を従えて十月に鎌倉に入るといふ棟梁の才を発揮した。

その月、朝廷より「頼朝追討」を命じられた平維盛・忠度らの大軍は、黄瀬川を進んできた頼朝軍と富士川をはさんで東西に対陣したが、真夜中の人馬の動きに驚いた数万羽の水鳥のとび立った羽音を源氏の夜襲と思った平氏軍は大混乱に陥り敗走した。

「吾妻鏡」によれば、ここで奥州平泉から駆けつけた九郎義経とはじめて対面し、手を取り合って喜んだという平氏討伐の立役者が、はじめて源平の戦いの舞台に登場するのである。平氏の追討軍を敗走させた頼朝は、これを追わず鎌倉に軍を返し、坂東八ヶ国から東海にかけて関東の地盤を固めていった。治承四年(一一八〇)十二月十二日頼朝は鎌倉に幕府を創立した。

☆ ☆ ☆
寿永二年(一一八三)の春、突然頼朝は木曾義仲を討つべしと、数万余騎の軍勢を上野から碓井峠を越えて信濃に乗り入れた。義仲との不和に至る原因の背景

に諸説あり、

「吾妻鏡」には、源為義の子で義朝の弟である義弘が、下野から常陸(茨城県)に移り、信太(霞ヶ浦西岸)に土着して志田三郎先生義広と名乗り、南常陸武士団の中心をなす存在になった。頼朝の叔父である義広は、家柄・実力とも対等であり、かつての棟梁兄義朝の亡きいま棟梁後継者になる資格は頼朝と大差ないと考えてか、その麾下の参加をこぼみ、治承四年十一月頼朝に従わなかった源氏一族の佐竹義政征伐より二年余義弘は一度も鎌倉に出仕しなかった。東国の源氏の棟梁は一人のみとする頼朝との関係は悪化していき、寿永二年遂に意を決した義広は頼朝を襲うべく、常陸、下野の武士や、上野の足利氏等が義広の企てにに応じて兵を集めたが計画が洩れ、義広は長年の根拠地常陸を捨て、下野・上野を経て信濃に逃れ甥の義仲を頼っていった。この事件が頼朝と義仲の対立の因であると「吾妻鏡」は記している。

「平家物語」をみると、以仁王の令旨を諸国に解れまわって活躍した源行家は、養和二年(一一八一)美濃・尾張・三河の源氏勢五千余騎で挙兵したが、平氏の追討軍一万三千余騎と洲股で戦い平重衡に破れた。しかし軍を立て直し参河(愛知県)の矢作川の戦いで勝利したものの思うように勢力を伸ばすことができず、

頼朝のもとに身を寄せていた。しかし頼朝の怒りをかい鎌倉を追われ美濃へ走った。頼朝を嫌った行家を義仲の陣に加え、たのが対立の因だと「平家物語」は記している。

こうして頼朝と義仲の間は急に悪化しはじめ、寿永二年三月春まさに両者に正面衝突の危機が生じたと伝えられている。鎌倉を脱した数万余騎の大群が碓井峠を越えたとの知らせをうけて、義仲は依田城(上田市)を出て信濃と越後境に陣を布いた。頼朝軍は善光寺(長野市)まで進出し、戦いがまさに開かれようとした。しかし諸将を集めて軍議をこらした義仲は和議を申入れ、十一歳の嫡子志水冠者義高と、頼朝の長女大姫とを婚儀させる約束で、質子として鎌倉の頼朝のもとへ送り、和議を成立させた。さきの上野で頼朝との接触を避けた義仲は、ここで再びその衝突を回避した処置は賢明であったとの評価がされている。義仲の麾下の武士との主従関係についての実態を示す逸話があるので紹介する。

頼朝が岡崎四郎義実と天野藤内民部遠景を遣わして、義仲に行家を引き渡すか志水冠者を人質に出すかどうかと談判したときに、根井(木曾四天王)や小室大郎が義仲に「頼朝の条件を呑まなければ、東国と北国の大戦になって、肝心の平家を討つ力がなくなるであろう。(義仲殿は

妹である。

兼光・兼平・巴兄妹は、戦いの場で、「我こそは木曾殿の乳母子云云」と名乗ることを忘れていない。それがかれらの生甲斐であった。

一方義仲も乳母子こそ生きるための支えであった。危急存亡の時には、必ずすべてを託している。俱利伽羅峠の合戦の要点は、背後に廻る迂回軍の成否にかかっていた。安心して任せられるもの、義仲には乳母子以外になかったのである。その大役を指揮したのは兼光である。越前・加賀で木曾軍の燧ヶ城を落した平家の進軍を阻止した船若野の戦いは、迅速な行動がなければ成功の可能性はなかった。それをよくと遂行したのが兼平であった。

「物語」では兼遠に山吹という名の娘もいて、義仲に嫁いで長子志水冠者義高と、次子義基を生んでいる。義高は父義仲の討死後害されるが、義高の室大姫は、頼朝と政子を恨んで没したと伝えられている。巴御前が義高や義基の母であったかどうかは確証できないといわれ、義高を巴の子と明記する書は残されていない。しかし、長野県日義村の郷土史家田屋氏の研究によると、系図上からいえば、巴の子ではないかと推測する説もある。

☆ ☆ ☆
平家が義仲を追討すべく決意し、呼び

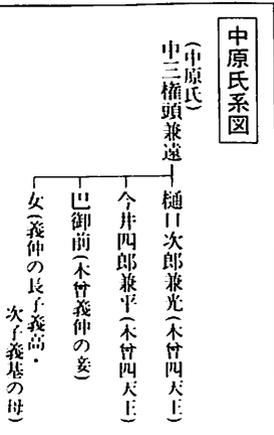
頼朝殿に) 遺恨はないのだから、直ぐ御子様を渡した方がよい」といった。今井四郎兼平は「平衛佐殿(頼朝)とは結局仲よくできないでしょう。帯刀先生殿(義仲の父義賢)を惠源太殿(頼朝の兄義平)に討たれた意趣もあります。このさい思い切つて戦いませう」と進言した。義仲は両者の言い分を聞いて、

「今井八乳母子(乳兄弟)ナリ、根井・小室八新参ナリ。乳母子カ云云事ニ付テ。此等ガ云事ヲ用ヒス八、定テ怨ミナンス、此等ニステラレテ八悪シカリナン云云」(長門本平家物語) といつて小室等の建議に従つて義高を人質としたあたり主従の絆の深さが語られている。

義仲は優秀な武将であり、信濃・北陸の大将として坂東八ヶ国の頼朝と一歩もひけをとらない。しかし戦いになれば、義仲の武士団と、頼朝の武士団に差のあることは義仲も知っていて、嫡子義高を鎌倉に送る条件を呑んでまで頼朝との開戦を避けたのだらう。

頼朝のもとには、招かずとも父義朝の恩顧を慕ってくる武士が多かったが、義仲には、あらたな自己の力か、利害でもって武士を誘わねばならなかった一面もみられる。このことは、石橋山の戦いに破れた頼朝が二十余人で海路安房(千葉)に逃れ、わずか四十日後には、数方騎の大軍を引き連れ、鎌倉に入ることができ

中原氏系図



掛けに応じて北陸道と東山・若狭・近江・美濃・尾張・参河(愛知)などの武士が馳せ参じた。そして畿内の山陽・南海・西海道の武士が統々と上洛した。その数十万騎といわれ、軍勢は馬首を北に向けて、京都を発つたのが寿永二年(一一八三)四月十七日、琵琶湖の東西兩岸から進撃し、若狭を経て越前に攻め入ったのが二十六日であった。義仲は平家の大軍京を発すとの報を、越後の国府(新潟県直江津)で聞いた。直ちに信濃源氏の仁科太郎守弘を派遣すると共に既に義仲の傘下にいる加賀・越前の武士に命じて越前の燧ヶ城(福井今庄市)の要害に防禦線を布かせた。しかし木曾軍の大將平泉市寺の長吏斎明威儀師の裏切りにより、燧ヶ城は落ちた。越前・加賀の木曾軍の敗北の知らせが届いた時、義仲はまだ越後の国府(直江津市)で出陣の準備中であつた。義仲は本隊の出発に先立って、もつとも信頼する乳兄弟の今井四郎兼平に兵六千を授けて越中国(富山県)へ急

進を命じ、兼平は親不知の嶮を越えて越中に入り、黒部・常願・神通川を渡って御服山に陣取った。

一方加賀燧ヶ城を落し勝利した平家は、前司盛俊に兵五千を率いさせて越中に急行させたが、越中境礪波山を越え小矢部川を渡って庄川の岸辺に近づくと既に前方の御服山（呉羽山）には源氏の白旗におおわれていた。

兼平に先を越されやむなく盛俊は、庄川中流の般若野に陣を構えた。この行動のおくれが、のちの戦いに重大な影響をもつことになる。平家の赤旗が般若野にとどまると動かないのを見た兼平は、夜の闇を利用して御服山を下り、庄川まで軍を進め夜明けとともに平家の陣に突入、平家の将盛俊はよく戦ったが敗れ、俱利伽羅峠を越えて加賀へ逃げ帰った。般若野の戦いである。最初の般若野の戦略のつまづきは、平家の北陸遠征の敗北となり、連続の敗戦につながるのである。

☆ ☆ ☆

平家の総力を挙げた北陸進攻に対し、義仲は、叔父行家、義広ら信濃・上野・越後の全精銳をひきい、先発した兼平につづいて、義仲の本隊は親不知を越え、越中にとどいた。燧ヶ城の戦いで破れた加賀・能登・越中の豪族たちもこの報を耳にして続々と義仲の陣に馳せ参じた。日本海海岸よりに進軍してきた義仲が、

越中の国府（伏木市）近くに到着したとき、その数万騎余となり、礪波山の越中側への降り口である日野林を落し、布陣した。

一方加賀で勝利した平家は全軍十万騎余を大手、搦手に分けた。通盛・知度を大将に、三万余騎を搦手として宮越（金沢市金石町）から川北湯を経て海岸沿いに能登国に入り越中境の志雄山（羽咋郡志雄町）にむかった。

大手は維盛みずから大将として、忠度・経正・清房らを中心に七万余騎が森本（金沢市）津幡の北陸街道を加賀・越中の境である礪波山を目指した。

礪波山は、北陸道が加賀から越中に入る一帯を指す名で最高峰は海拔二七七米の國見山である。北陸道が、この山中の国境を越えるところを俱利伽羅峠といい、源平兩軍の主戦場となった。「源平盛衰記」に、「谷深クシテ山高ク、嶮難ニシテ道細シ、馬毛人行違フコト、タヤスカラズ云云」と記してある。この山中には、古くから武内社の手向神社が鎮り、その神宮寺として俱利伽羅竜王形の不動明王を本尊とする長樂寺があった。峠の名は俱利伽羅不動に因んで生れたと伝えられ、奈良時代から北陸道の要衝の地であった。

平家の軍が礪波山の山頂に達してみると、すでに越中側の麓の日宮林には、源氏の白旗がひるがえる義仲の陣が望まれ

戦である。この戦いで巴は義仲が七手に分けた軍勢の一手の大将として一千余騎を率いてその武勇ぶりをみせる。

巴の武者姿容を「源平盛衰記」でみると、「都ヲ出ケル時八、紺村紅二千鳥ノ鎧直垂ヲ著タリケルガ、關寺合戦二八、紫隔子ヲ織付タル直垂ニ菊閉滋クシテ、萌黄糸威ノ腹巻ニ袖付テ、五枚甲ノ緒ヲシメ三尺五寸ノ太刀ニ、廿四差タル眞羽ノ矢ノ射残シタル負重勝ノ弓ニセキ弦カケ連錢韋毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テテ乗タリケル、七騎ガ先陣ニ進テ打ケルガ、何ト力思ケン、甲ヲ脱、長ニ餘ル黒髪ヲ後ヘサト打越テ、額ニ天冠ヲ當テ、白打出ノ笠ヲキテ、眉目モ形モ優ナリケリ、歳廿八トカヤ云云」その女武者の勇装ぶりが記述されている。

俱利伽羅峠で平氏の大軍潰滅の報はいち早く京都に伝えられた。右大臣九条兼実は、当時の模様と肝をつぶす公家達の驚きを、日記「玉葉」に次の様に記している。

「六月四日、伝工聞ク、北陸ノ官軍（平家）悉クモツテ敗績ス。今既飛脚到来ス。官平（平家）ノ妻子ナド悲泣極マリナシ云云」

「六月五日、前飛驒守有安来ル。官軍敗亡ノ仔細ヲ語ル。四方余騎の勢、甲冑ヲ帶スルノ武士、悉ク物具（武装）ヲ棄テ、山林ニ交リ、大略ソノ鋒ヲ争フ甲兵ヲ、アワセモツテ討取ラシメト云云」

また藤原経房の「吉記」に、

「六月四日、北陸ノコト、世間ゴウゴウトシテイマタ定説ヲキカス云云」

「六月五日、北陸ノ官軍等、敗北必然ノ由実説アリ、縦横ノ説（デマ）記スニ益ナシ云云」と、

負けるはずがないと信じていた平家の大敗を耳にして取乱した京都のありさまを記している。

この俱利伽羅峠の合戦の大勝は、治承四年十月の源頼朝の富士川の川の大勝利に匹敵するといわれている。

☆ ☆ ☆

俱利伽羅峠の合戦に大勝した義仲が近江国（滋賀県湖北町）に軍を進め、一時逗留したとき、巴は子を産み落すが、不幸にもその子はすぐ死亡した。義仲と巴はわが子をその地に葬り、一本の松を植えて弔い、再び京に向け進軍した。巴は松の方向を振り返って冥福を祈り、後ろ髪をひかれる思いで、その地を後にしたという後の世に「見返りの松」と呼ばれた伝説が残されている。

「物語り」によると義仲は平氏の軍を俱利伽羅谷に追い落とし、長驅して京都に迫り、比叡山に陣した。ついで後白河法皇も延暦寺に御幸し義仲を頼り給う。平宗盛は一族を率い、安徳天皇を奉じて西へ奔る。京に入り、後白河法皇は大いにこれを賞し官位を与えたが、のちに対立し密かに頼朝の上京を促し給へり。頼朝、

た。維盛らは疲れた七万余の兵馬を休めるため、山上の長樂寺を中心に猿ヶ馬場一帯にかけて野陣を張った。

義仲軍は平家の軍が礪波山に進軍する間に迅速に行動をおこし、礪波山の麓を占拠するだけでなく、平家軍の側面や後方深く各隊を潜入させている。これに反して平家軍は遅々とした動きしかみせていない。即ち、大手・搦手の二軍に分かれて礪波山までは、わずか半日、遅くても一日行程ぐらゐの距離を丸二日要したと「平家物語」は伝えている。その遅れが義仲軍に万全の作戦を行う時間を与えた。

☆ ☆ ☆

俱利伽羅峠に陣取った平維盛の十万余騎といわれる大軍と対陣した義仲軍が五百頭の牛の角に燃えさかる松明をつけて平家軍の陣へ追いこんだ火牛の計は、源義経の鶴越の逆落としとやらんで「源平盛衰記」にみられる有名な奇襲作戦で平家を破る大勝利を収める。俱利伽羅峠の合



俱利伽羅古戦場の碑 時にはいまなおさまざまな古戦場の碑が立つ。



法皇の召に応じ、弟範頼・義経を遣わし、宇治・勢多に儀仲の軍を敗る云云。

巴は義仲に従い入京を果すが、半年後の元暦元年（一一八四）一月二十日、六条河原で範頼・義経軍に追撃された。義仲は激戦の末、ようやく包圍軍を中央突破し、残る巴御前以下数十名の手勢で六条河原を後にして山科を経て近江に向った時は夕暮れに近かった。逢坂山を越えて近江に足を踏み入れた時、義仲らは主従七騎になっていたという。

「物語り」には「カカリカド、今井方行方ヲキカバヤトテ、熱田ノ方ヘムチユク程」今井四郎兼平も、八百騎テ勢田ヲ固メケルガ、ワズ力五十騎バカリニウチノマサレ云云」と記され、五十余騎で都へ返す途中大津の打出の浜で義仲とゆきあう。

六条河原への出陣から、義仲と兄兼平

とめぐり合うこの時まで、巴御前は、あの乱戦の中を片時も義仲の側を離れず、ついてきて、木曾の女武者として知れわたった武勇の誉れと、主君であり乳母子である義仲のために気力をふるい奮戦した。義仲はこの巴に「木曾殿の最後の戦に女を連れていたといわれるのも心外である。お前は女だから、早く逃げのびるがよい」と因果を含め戦場から立ち去ることをすすめた。と伝えられている。

「義仲とともに死にたい」。この唯一の望みを果たせぬまま、元暦元年（一一八四）義仲の最後も見届けることなく、



義仲寺 滋賀県大津市

戦場に思いを残したまま近江国・粟津（滋賀県大津市）を後にした巴については、戦記ものや各地の伝説などに語り継がれている。

「福光町史」（富山県礪波郡福光町宇黒石）には「源平盛衰記伝巻第三十五巴関東下向事」から抜粋をして書き改められた記述がある。それを見ると、

「義仲があえなく散る寸前、訣別の情切なるうちにも、主命に従い、落ちる涙をぬぐいつつ小袖装束にて信濃へ落ちのびた。その後、源頼朝に召し出され、鎌倉に参上したが頼朝とも折り合いが悪く、森五郎に預けられたが、和田小太郎義盛の妻となり、朝比奈三郎義秀を生み、義秀は母の力量を嗣いで、のちに剛力無雙の美将となった。建保元年（一二二三）和田合戦に討死、巴御前はもはや望みを失い、越中国石黒庄にきたり、石黒太郎光弘は親しい従妹の仲であるからと、福光の里にきて難髪出家し、巴の尼、または兼生尼と名乗り、仏門に入った云々」

「源平盛衰記」には巴と石黒光弘が従妹の仲であるとの記述はなく、また兼生尼という法名も書かれていない。

これは、この地の伝承を取り入れた記述であるといわれている。

巴は和田合戦の後、相模栢山（かやま）に逃れ、建保三年（一二二五）一月、義仲と和田一族の菩提を弔うために、古刹

善栄寺を建立した。境内には明治十一年に建てられた巴と義仲の五輪塔が二つ並ぶ。巴が寄進したと伝えられる中国・浙江省天目山の陶器である天目茶碗と、青銅器の三具足（香炉・燭台・花瓶）があり、巴は六十歳の頃数年間にここに留まったと伝えられている。

こんな言伝えも聞く、鎌倉を脱した巴が立ち寄ったといわれる横根稻荷神社がある。境内に「横根感念（かんねん）井戸」と呼ばれる鎌倉石で築かれた井戸があった。里人は、巴がこの井戸の水を使って化粧をしたと伝えている。

源平の古戦場として知られる礪波山（富山県）俱利伽羅峠の麓（富山県福光町）天神町の町並に樹齢三百余年程経った、長い枝が傘状にひろがる大きな巨松を、人々は、「巴塚の老松」と呼んでいる。尼となった巴が九十一歳でこの世を去った場所と遺体を葬り、そこに一本の松を植えたといわれる伝説の松である。その「巴の松」の由来を記した案内板には、

「天然記念物 巴塚の松」

礪波合戦の将 巴女 日寂九十一、木曾義仲、粟津に敗死後、鎌倉に赴き、和田義盛に寄りしも、和田合戦の時、巴の子、朝比奈三郎、討ち死し後、越中に来り、石黒太郎光弘に寄食し、尼となり、兼生と号せしが、今（巴塚）にて、遺体は石坂の巴葵塚に祀り、光弘、巴葵寺を

造営した。因に巴と光弘はいとこなりと伝う」と記されている。

「福光町史」によると、この巴塚こそ巴御前のかくれ住んだ草庵の跡で、巴御前は、宝治元年（一二四七）十月二十二日に、九十一歳でこの巴塚の地で亡くなったと伝えられている。

「義仲とともに」と望んだ巴が最後も見届けられなかった。その心残りが生んだ義仲への思いを捨て切れない巴の伝説が残っている。

義仲が戦死した近江国・粟津（滋賀県大津市）市内の馬場町、義仲寺には義仲の墓があり、その並びに德音寺がある。義仲寺の起源は、一説によると、近江国主、佐々木高頼が天文二十二年（一五五三）に石山寺に詣でた折り義仲の墓が畑の中に侘しげに立っているのを眺め、「源家大將軍の古墳、守るものなくんばあるべからず」といって一寺を建立したのがこの寺だといふ。



巴を葬った跡に植えたと伝えられる「巴塚の老松」。昭和34年、福光町指定文化財となった。（富山県福光町）

「近江輿地志略」によると、ある僧がこの塚のそばに庵をむすび義仲と称した。

それが義仲寺の前身であると記されている。境内に「宝篋印塔」の義仲の墓があり、粟津ヶ原の一角に義仲に殉じた乳母子今井四郎兼平の墓が、木立に囲まれてたたずんでいるという。

義仲が戦死して数年後、毎日美しい尼がきて義仲の墓参りをする姿がみられるようになり、里人が名前を聞くと「名もなき者」と答えるだけ。いつの頃からか、この尼は巴だったと伝えられた。

時は流れ、昭和四十年代そんな巴の義仲への未練に、巴の故郷長野県日義村の里人たちが、「愛し合う二人が離れていつてはかわいそう」と義仲寺の義仲の墓のそばに「巴塚」と刻まれた石碑を立てた。その石は幼い駒王丸（義仲）と巴が共に遊び、愛をはぐくんだ「巴淵」の自然石だった。かなわなかった巴の最後の願いはこうして八百余年後の今日、日義村の人々によってようやく実を結んだ。

義仲の菩提寺である木曾の德音寺には巴の戒名があり、それには

龍神院殿真厳玄珠大姉 木曾殿巴御前 九十一歳 宝治元年九月十五日 「福光町史」には巴の辞世の歌として、

まぼろしよ 夢よと変わる 世の中になど



德音寺の義仲と巴の墓

涙しも つきせざるらん

と記されている。

（T）

参考文献 日本武將 人物往来社／下出積興／「巴御前 講談社／源平盛衰記」／「平家物語」／「吾妻鏡」



大津市義仲寺

協会支部名簿

平成9年11月現在

支部名称	代表者名	事務局長名	事務局所在地	電話	〒
北海道建設機械リース業協会	片桐 理	澤口 輝雄 榊井真理子	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485 FAX 222-5612	060
青森県建設機械リース業協会	川村 雄藏	槻木沢四郎 岩間麻寿美	青森県八戸市市川町字古場蔵1-68 八戸北インター工業団地 (株)ほくとう内	0178-21-1513 FAX 21-1514	039-22
岩手県建設機械リース業協会	菊地 捷士	小野寺 輝	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271 FAX 25-8266	023
秋田県建設機械器具リース業協会	大高 至	大内 英昭	秋田県湯沢市千石町4-2-50 (株)丸大工機商会内	0183-72-1777 FAX 73-3353	012
宮城県建設機械リース業協会	石井 嘉一	伊藤 壽朗 白畑あや子	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751 FAX 238-1752	983
山形県建設機械リース業協会	伊豆田正志	佐藤 徹	山形県山形市長町3-16-22	0236-84-9455 FAX 84-2449	990
福島県建設機械器具リース業協会	後藤 泰治	鈴木 英子	福島県郡山市富田町字向館121-20	0249-52-0588 FAX 52-1747	963
茨城県建設機械リース業協会	国本 新幸	畑 しずえ	茨城県つくば市松代2-9-15	0298-55-6631 FAX 52-8441	305
栃木県建設機械リース業協会	渡辺 勝一	阿部 智光	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062 FAX 621-1923	320
群馬県建設機械リース業協会	石塚 幸司	的場 譲	群馬県前橋市若宮町3-12-22	027-232-7203 FAX 232-7310	371
東京建設機械リース業協会	三瓶 徳司	田原 靖夫 大川 喜子	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071.2 FAX 3293-7275	101
神奈川県建設機械リース業協会	佐藤 政雄	湖脇美絵子	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613 FAX 314-5513	221
長野県建設機械リース業協会	矢崎 照男	春日 光夫	長野県松本市県1-3-53	0263-33-1820 FAX 39-1132	390
静岡県建設機械リース業協会	福田 寛	大石善一郎 熊岬 岩男	静岡県寿町6-18 小沢ビル3F (財)建設荷役車両安全技術協会静岡支部内	054-287-9151 FAX 284-7113	422
中部建設機械リース業協会	近藤 昌三	白井 實	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657 FAX 203-1658	460
新潟県建設機械器具リース業協会	酒井 安治	吉田 準一	新潟県新潟市女池8 11 17	025-284-6605 FAX 284-5265	950
富山県建設機械リース業協同組合	高野 義雄	小倉 秀信	富山県黒部市香掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688 FAX 54-3307	938
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	林 善明	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミツクチ10号	076-238-7097 FAX 238-7097	920
福井県建設機械リース業協同組合	福嶋 敏栄	牧田 剛	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646 FAX 52-0646	910
和歌山県建設機械器具リース業協同組合	川本 政司	丸田 美枝	和歌山県和歌山市太田667	0734-74-5789 FAX 74-1038	640
滋賀県建設機械リース業協会	松田 彦知	中村 幸子	滋賀県神崎郡五箇荘町大字石塚45-6 コマツリース滋賀(株)内	0748-48-4711 FAX 48-4710	529-14
大阪建設機械リース協同組合	石井 毅	野崎 雅子	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル4F	06-561-7405 FAX 567-3432	556
兵庫県建設機械リース業協同組合	下村 昇	小野 恒雄	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481 FAX 361-2487	650
中国建設機械リース業協会	山本 高義	清水 五月	広島県広島市安佐南区長束2-11-11 第2ヨシヒロビル2F	082-230-1208 FAX 230-1208	731-01
四国建設機械器具リース業協会	三原 達雄	明石 俊幸	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683 FAX 826-2324	760
九州建設機械器具リース業協会	稲尾 長亮	北野 富也 後藤 久子	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685 FAX 452-2563	812
沖縄県建設機械器具リース業協会	岡部 康弘	吉里 真達	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410 FAX 876-6410	901-21



新年おめでとうございます
今年も宜敷くお願い申し上げます。

昨年消費税引上げによる消費の減退、政府の硬直的な財政再建政策により景気回復が遅れ銀行や証券会社等が破綻するケースが相次ぎました。今年本紙掲載の平成10年度建設省関係予算概要にみられるとおり公共投資予算の通減が示されており引続き厳しい状況が予測されます。このような状況の中でありますが当業界は業界の将来ビジョンを策定し、それに則して第三次構造改善事業計画を作成して

建設省のご承認を受け四月から実施する予定です。

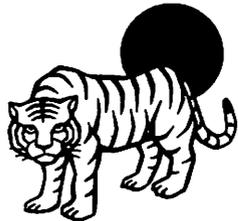
建機レンタル業界が今後とも建設産業に貢献し続けるため、自らの問題として経営の合理化に努めることは勿論ですが、今年業界にとって問題や課題の原因となっている「仕組み」や「やり方」を改善して、同業者同志の信頼関係を回復し、業界秩序の正常化が進む年となりますよう念願いたします。

会員のみなさまの益々の隆盛を祈念申し上げます。

平成十年元旦

広報委員長

三瓶 徳司



かいほう No.48



発行日 平成9年12月
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101 東京都千代田区神田駿河台2-1-1

近江兄弟社ビル4階

TEL 〇三―三二九三―七二七三〇四

発行責任者 三瓶 徳司
制作編集 (株)妻木電子情報印刷

〒151 東京都渋谷区西原一―三五一―五
TEL 〇三―三四六〇―二五八五
FAX 〇三―三四六〇―二五八六

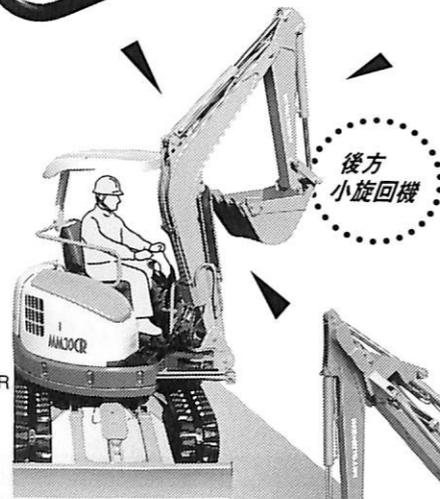


期待、ぞくぞく。
つぎつぎ、新機種。
3タイプ、充実のトライアングル。
三菱MMシリーズ。

CAT 新キャタピラー三菱

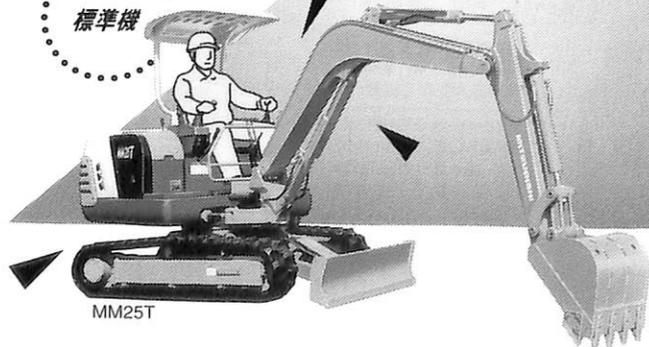
営業本部 〒158 東京都世田谷区用賀四丁目10-1 TEL.03-5717-1155
CATERPILLAR(キャタピラー)及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。
又、三菱、MITSUBISHIは、いずれも三菱重工業株式会社の登録商標です。

標準機・後方小旋回機・超小旋回機、充実。
3タイプそれぞれが充実した強力ラインアップ。
お客様のニーズにあわせ、最適な1台が選べ
いただけます。



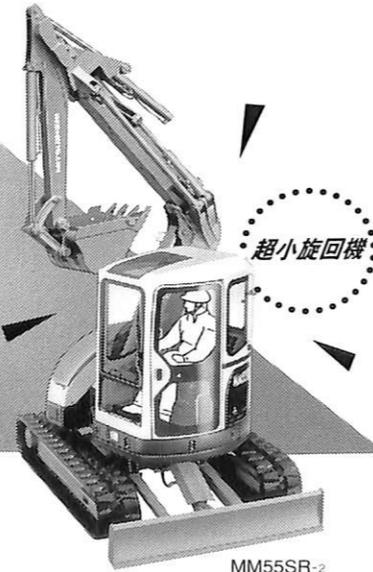
後方
小旋回機

MM30CR



標準機

MM25T



超小旋回機

MM55SR-2

急傾斜地、不整地での工事にぐーんと能率UP!!

(最大傾斜45°)

コーエイ工事用モノレールKSシリーズ

(無人走行運搬機)

コーエイ乗用モノレール・KSTRシリーズ

地質調査のボーリング機材運搬、予防治山事業、電力の鉄塔建設工事等困難な
自然条件を克服、高齢化と人手不足による作業効率低下の解消、
運搬作業の合理化に最適の機材です。



KS-306型 (1.5~3.0t積)

降坂速度制御(傾斜センサー)によるオーバーランの防止。本機は、誤動作では作動しません。また、配線・配管が断裂すると走行停止、衝突時には自動停止します。その他、自動給油装置(走行時)発進・停止のワンタッチ操作、速度ランプ表示。



KS-302型 (乗用仕様 KSTR-302型) (700kg積)

急傾斜地専用開発したディーゼルエンジン(オイルパン特注)

山越え、谷越えに、充分対応できる内部機構を備えた本機搭載用に開発したディーゼルエンジンです。従来の2サイクルエンジンの欠点をすべて解消しました。始動はセルスターター式と、リコイルスターター式併用で燃費も経済的です。ヒーター付ですので寒冷地でも始動がスムーズです。



KS-307B型

- ①フェイルセーフを基本にした安全機構
- ②エンジンブレーキを自在に活用出来る手動スロットル装置付(OPT)
- ③傾斜地用に開発された余裕のディーゼルエンジン
- ④ショックのない発進停止機構
- ⑤バンパー自動停止装置を取り入れ、軌道上のトラブルも即対応。
- ⑥バッテリー水平維持装置、駆動輪自動給油方式等々の標準装置、オプション機構を有し、使う立場にたった設計思想で、安全性・操作性及びメンテナンス性の向上で、どなたでも安心して使用出来る機械となっています。



土木事業の省力化に奉仕する
光永産業株式会社

本社/〒799-31 愛媛県伊予市宮下96-1 ● TEL (0899)83-1414(代表)
資材センター/全国19ヶ所 FAX (0899)83-1416

厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。

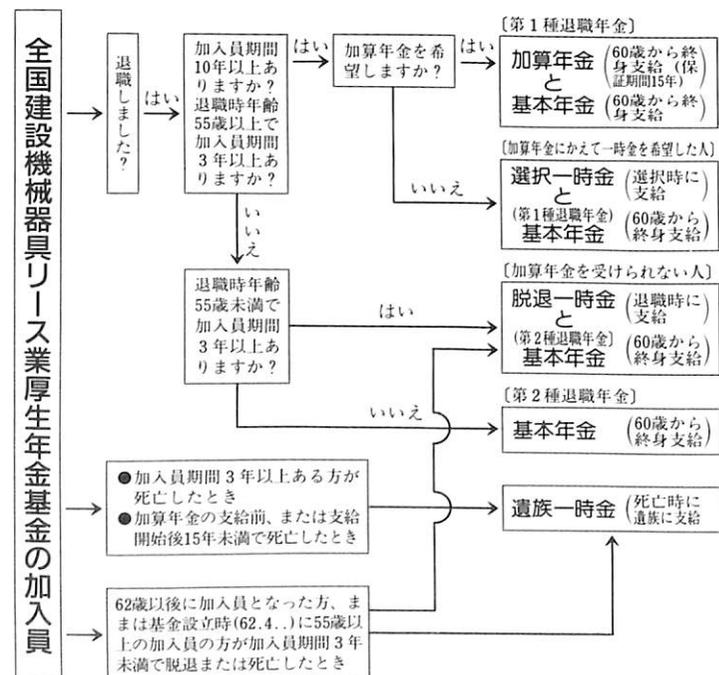


当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。

厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

社員の方々には
—老後の安心を—
企業にとっては
—人材確保と繁栄を—

あなたはこんな給付が受けられます



【注】

- 基本年金（基本部分の給付）については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
- 前記のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。（基本加算金といい、前記の連合会から支給されます。）
- 基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職（65歳に達したため基金からの脱退を含む）したときから支給されます。
- 基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
- 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……
●基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなった場合には、15年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間は完全を受給権が保証されるというものです。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102 東京都千代田区飯田橋 2-7-5

明治生命飯田橋ビル 5階

TEL 03 (3230) 3871~2



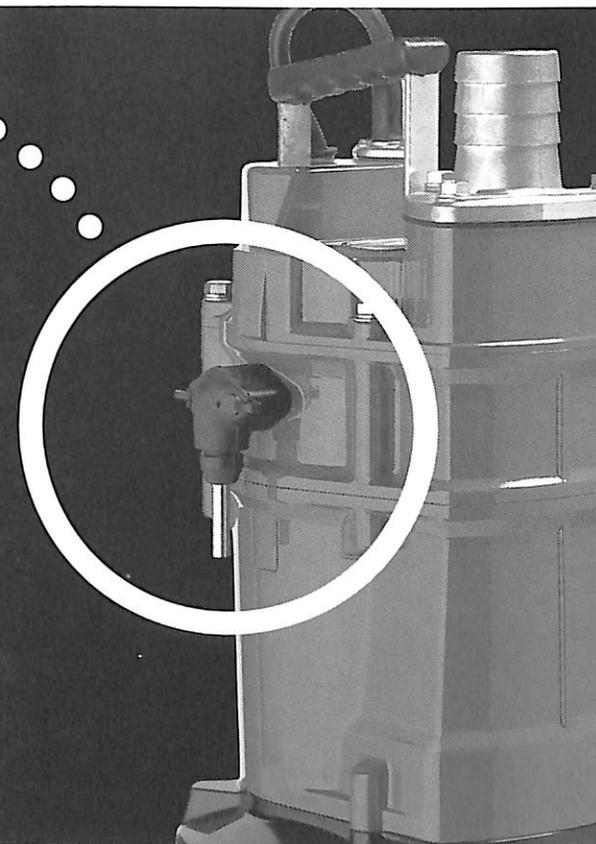
ツルミポンプ

省エネ時代への回答。

実力派です——ツルミの工事排水用水中ポンプ

無駄な動きをしていませんか？
騒音防止に、省エネ運転に、耐久性UPに……

まじりが違っ。



電極式自動運転タイプ

夜間の住宅密集地など、騒音防止が不可欠な作業環境に最も威力を発揮します。

LB3-A型

機動性に優れたコンパクトタイプ。

出力 0.25kW・0.48kW
吐出し口径 40mm~50mm
全揚程 6m・8m
吐出し量 0.10m³/min・0.12m³/min



KTVE型

LB3-A型の上位機種で、中形タイプとしています。

出力 1.5kW・2.2kW
吐出し口径 50mm~80mm
全揚程 15m・20m
吐出し量 0.2m³/min



未来への流れをつくる技術のツルミ

株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 TEL. 06 (911) 2351 (代)

東京本社：〒110 東京都台東区上野5-8-5 (CP10ビル) TEL. 03 (3833) 9765 (代)

営業拠点 71ヶ所。ツルミサービスセンター130ヶ所。

Kubota
美しい日本をつくらう。

クボタの 三銃士

あらゆる作業現場の強い味方です。

パワフル&
スピーディ

Kシリーズ

Uシリーズ

後ろ向きに
後方作業に
スムーズに
対応可能

フレキシブルに360°回転
RXシリーズ



クボタのミニバックホー各シリーズ

標準機

Kシリーズ全13機種

後方小旋回機

Uシリーズ全5機種

超小旋回機

RXシリーズ全5機種

株式会社クボタ ●カタログのご請求、およびお問い合わせは、
本社建設機械営業推進部 〒556 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 TEL.06(648)2103 FAX.06(648)3158
大阪建設機械営業課 ☎06(648)2070 九州建設機械営業課 ☎092(606)3715 北海道クボタ建機(株) ☎011(377)5511 東北クボタ建機(株) ☎022(384)2144
東京クボタ建機(株) ☎048(865)5181 中部クボタ建機(株) ☎0586(73)1235 中国クボタ建機(株) ☎0823(72)0233 四国クボタ建機(株) ☎0878(74)6565

Feelin' Fresh!

感じています、新鮮!

KOBELCO

質、実、剛、健。



コベルコの
後方小旋回ショベル
"ビートル"
全国で好評中。

ビートル
Beetle

15SR 20SR 25SR 30SR 35SR 40SR 45SR
(1,580kg) (1,900kg) (2,550kg) (2,970kg) (3,400kg) (3,970kg) (4,660kg)

ただ後端車幅内旋回を目指したものではありません。

標準機並みの安定性と作業能力、

シンプルデザインの堅牢設計、

そしてスムーズ操作性、簡単メンテナンスなど、

高い基本性能を装備して誕生しました。

コベルコがつくると

後方小旋回ショベルはこうなります。

お問い合わせ、カタログご請求は下記までご連絡ください。

神鋼コベルコ建機

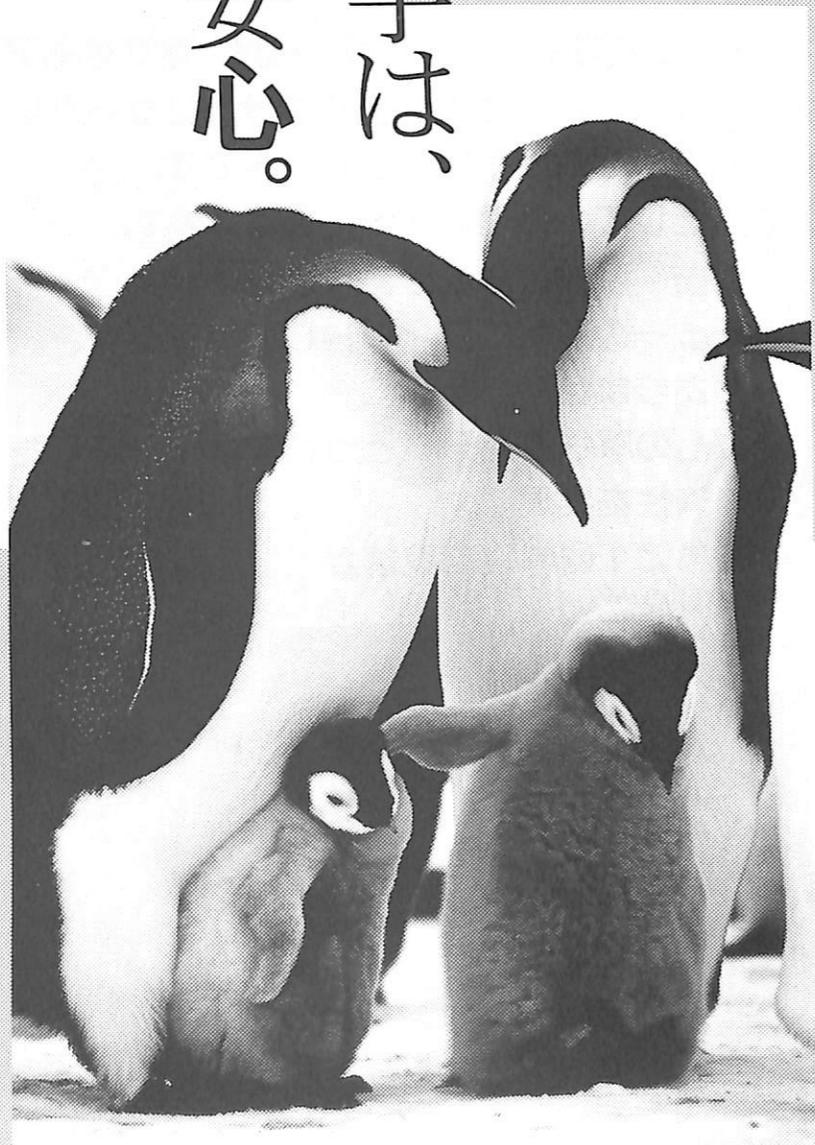
本社 〒135 東京都江東区東陽2丁目3番2号(コベルコビル3F) ☎03-5634-4114

Beetleとはカブト虫など甲虫類を指す英語です。

若者に、ジャストフィット。



「思う」
という字は、
安田の安心。



よく見ると、「思う」という字って、安田の安心って書くんですね。
なんて、ちょっとムリがありますか。でも、あなたが安全に暮らしたいと思う気持ち、
あなたの大切な人々を守りたいと思う気持ち、誰よりも、よくわかっているつもりです。
安田火災で、安心の毎日を、どうぞ。

まごころでサービス

安田火災

- 5年ごと配当タイプですので、割安な保険料で大きな安心を保障します。
- 「レジャー保障特約」を付加することにより、スポーツ・旅行中の事故、交通事故によるケガのとき、入院・通院から特定のケガ（骨折・関節脱臼・腱の断裂）の治療までしっかり保障します。
- 当面の必要資金としての一時金と残されたご家族の生活資金としてその後10年間にわたり収入保障年金をお支払いします。
- ご契約年齢15歳から29歳までの方の商品です。

5年ごと配当タイプ Eシリーズ
フレッシュライフEダブルプラン(10年積立型)
ネクストE
ユメエイジ
夢age

徹底した品質管理のもとで生まれる

AIRMAN® の建設機械。

本物のやさしさを、
エアマンのクラフツマンシップが創造します。



エンジンコンプレッサ
PDS90S



後方小旋回ミニバックホー
AX33u



高圧エンジンコンプレッサ
PDSK900S



フロントスイング式
超小旋回ミニバックホー
AX58Mu



エンジン溶接機
PGW150S1



エンジン発電機
SDG25S



ポータブル発電機
HP2300

主要製品 ● エンジンコンプレッサ ● モータコンプレッサ ● エンジン発電機 ● エンジン溶接機 ● ミニバックホー ● 振動ローラ

北越工業株式会社

東京本社・支店：〒160 東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエビル
Tel(03)3348-7251 Fax(03)5322-8551
大阪支店：〒564 大阪府摂津市新在家 2-32-13
Tel(06)349-3631 Fax(06)349-1141

札幌・旭川・盛岡・仙台・郡山・宇都宮・
新潟・高崎・松本・埼玉・千葉・横浜・静岡・
金沢・名古屋・京都・神戸・岡山・広島・
高松・松山・福岡・熊本・鹿児島・沖縄

《シティー パット》

販売元 建設機械本部 ユアサ商事株式会社
東京都中央区日本橋大伝馬町13-10
☎(03)3665-6415 FAX(03)3665-6801
製造元 トピー工業株式会社

“安い・簡単・はずれない画期的なゴムパット”

シティーパットは交換も手軽にでき、強度・耐久性もアップ、都市環境を快適に保ちながら工事を進めなければならない業界のニーズに適應した漸新な鉄履帯用ゴムパットです。
又、産業廃棄物としての処理も手軽に行なえます。

↑ 特 長 ↓

- ①切断・脱輪の心配がありません。
- ②シューの形状にフィットしているため、脱落の心配がありません。
- ③ゴムの厚さを充分にとった設計……優れた耐久性と経済性を實現。
- ④簡単に1個単位で取替ができます。



Denyo

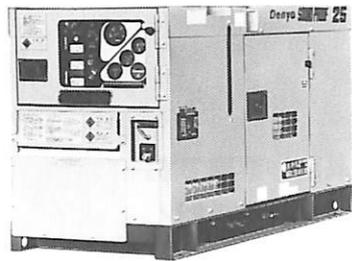
デンヨーのパワースource

先進のテクノロジーで建設現場のニーズにお応えします。

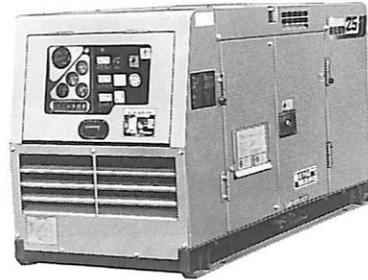
エンジン発電機

0.5~800kVA

新ブラシレス発電機搭載で、電圧変動率は極少



DCA-25SPI-C 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA



DCA-25SBI 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA

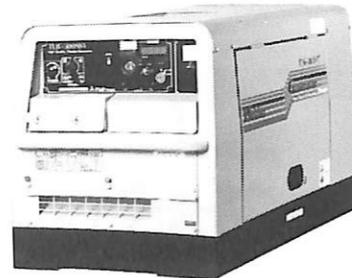
エンジン溶接・発電機

30~450A

卓越したアーク性能



GAW-150SS 30~150A

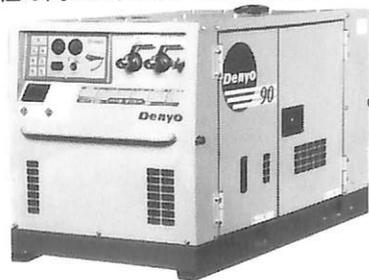


TLW-300SSY 30~300A

エンジンコンプレッサー

1.4~52.4m³/min

信頼性の高いスクリーコンプレッサー



DIS-90SB 2.0m³/min



DIS-685SS 19.4m³/min

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社
本店 〒164-0002 東京都中野区上高田4-2-2 TEL 03(5380)7171
本社事務所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 TEL 03(5273)7731

札幌営業所 ☎011(862)1221 東京営業所 ☎03(3228)2211 大阪営業所 ☎06(488)7131
東北営業所(1) ☎0191(647)4611 横浜営業所 ☎045(774)0321 広島営業所 ☎082(278)3350
東北営業所(2) ☎022(254)7311 静岡営業所 ☎054(261)3259 高松営業所 ☎087(874)3301
関東営業所(1) ☎025(268)0791 名古屋営業所 ☎052(935)0621 九州営業所 ☎092(938)0700
関東営業所(2) ☎027(251)1931 金沢営業所 ☎076(269)1231 出張所 / 全国主要33都市

ふりむかせない好性能。



後ろを気にせず安心旋回、ラクラク作業。

塀際の住宅建設工事や、片側通行の道路工事など、近年ますます増えている市街地の狭い現場スペースで、小気味よい機動力を発揮します。旋回時にも後端がはみ出さない、オシリ・スリムなボディ設計の後方小旋回Landy KID U シリーズ。標準機に迫る、広い作業範囲とクラス最大のエンジン出力。作業効率を高める安定性とフロントスピード。見やすくオペレーションが容易な操作部。人に優しい静音設計。そして点検整備のしやすさにもきめ細かい配慮。これからは、いつもの作業が、グンと気持ちよくできます。

後方小旋回ショベル、今誕生です。

後方小旋回
Landy KID
Uシリーズ

EX10U EX20U EX33U



日立建機株式会社 東京都千代田区大手町2-6-2(日本ビル)
〒100 ☎ダイヤルイン(03)3245-6361

ユーザーニーズをベースに 多彩な技術を発想します。

静かな発電機 13KVA~800KVA
NESシリーズ



小型発電機
550W~3000W



SGL2200-II
定格出力 2050W / 50Hz
2200W / 60Hz

投光機

防音型空冷ディーゼル発電機標準装備



●SGU425W-II/426W-II

●SGU445W-II/446W-II

SGD3000N
定格出力 2700W / 50Hz
3000W / 60Hz

エンジンウェルダ
日車ニューアークシリーズ



EDW-300S
EDW-300SW

EGW-150SKI

総代理店

にちゆう 日熊工機株式会社
建設機械部

製造元

日本車輛製造株式会社
機電本部

本社 千460 名古屋市中区栄3-2-7 丸善ビル5階 TEL(052)261-1431 FAX(052)264-1894

■本部/鳴海製作所 千458 名古屋市長区鳴海町字柳長80 TEL(052)623-3311代 ●電機部業務 TEL(052)623-3320 FAX(052)264-1894

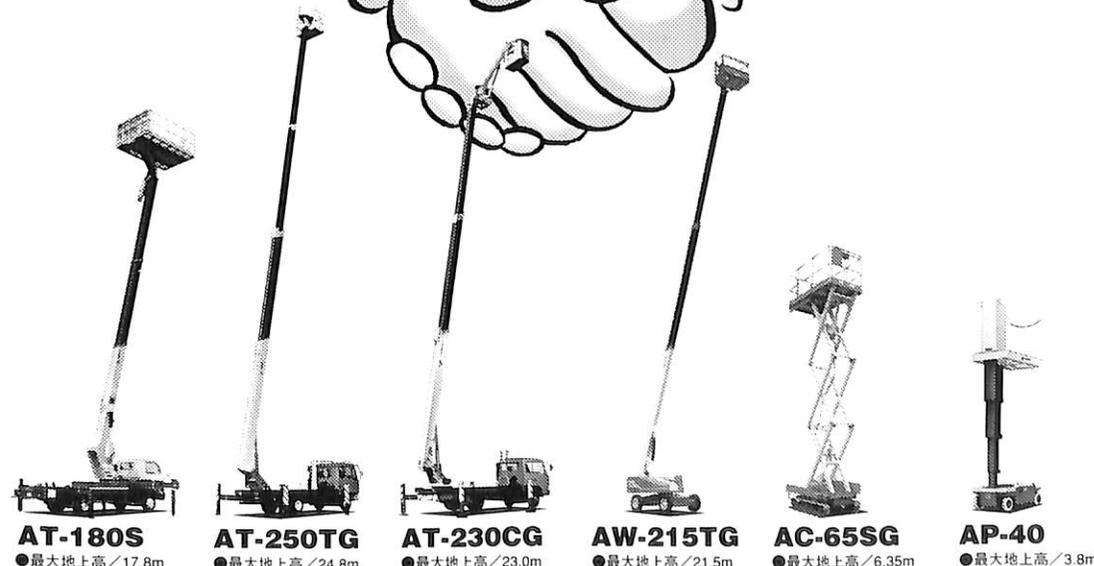
TADANO

高所作業車はタダノ。

タダノは、 グッドパートナー。

機種が豊富で、高性能。タダノの高所作業車です。

高度な油圧技術と先進のコンピュータ技術の融合から生まれるタダノの高所作業車。卓越した安全性や作業性に加え、機種のラインアップも、あらゆる作業現場のニーズにお応えできるほどの充実ぶり。高所作業のグッドパートナーとして、多くの方から高い評価をいただいています。



AT-180S

●最大地上高/17.8m

AT-250TG

●最大地上高/24.8m

AT-230CG

●最大地上高/23.0m

AW-215TG

●最大地上高/21.5m

AC-65SG

●最大地上高/6.35m

AP-40

●最大地上高/3.8m

株式会社 タダノ

本社/香川県高松市新田町甲34番地 TEL.(087)839-5555(代表)
東京事務所/東京都墨田区亀沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL.(03)3621-7777(代表)

お問い合わせは…… 販売第3部(高松)087(839)5588 首都圏(東京)03(3621)7730 北海道(札幌)011(861)9030 東北(仙台)022(288)5550 北関東(水戸)0292(44)3051 関東(上尾)048(772)7777
北陸(富山)0764(36)1555 名古屋0586(76)1181 大阪06(746)8731 四国(高松)087(839)5777 中国(広島)082(884)0255 九州(福岡)092(503)7821

バイオ進化論。

後方小旋回機のバイオニア、あのViOがさらにスピーディに、さらにパワフルに、進化しました。狭所作業性にすぐれた車格をそのままに、新機構「ViPPS」と「ViCTAS」の相乗効果で作業能率を22%アップ！この差に、ご注目ください。



そんなユーザーの声に応えたヤンマー独創の新システム。

スピード&パワー
ViPPS

新3ポンプ油圧システム

複合操作時に2つのポンプを合流させ、油圧を優先的にアームに送り、パワフルな引き力と掘削力を確保します。

グッドバランス
ViCTAS

ふんばり機構

トラックローラ位置をわずかに外側にずらすことにより、狭所作業性を損なわずに、ここ一番にふんばりのきく足回りを実現しました。

作業能率22%UP

Super ViO₂₀
●掘削深さ: 2.2m
●機械重量: 1950kg

Super ViO₃₀
●掘削深さ: 2.75m
●機械重量: 2850kg(キャビン)
2970kg(キャビン)

新登場
Super ViO ビオ

Super ViO₄₀
●掘削深さ: 3.5m
●機械重量: 3900kg(キャビン)
4020kg(キャビン)

Super ViO₅₀
●掘削深さ: 3.6m
●機械重量: 4400kg(キャビン)
4520kg(キャビン)

只今、「スーパーバイオ試乗キャンペーン」実施中!

注1 当社、スーパーバイオ40とバイオ40との比較

ヤンマーディーゼル株式会社 建機事業部
大阪市北区茶屋町1番32号〒530 TEL (06) 376-6250

ヤンマーディーゼル
建機販売会社

●北海道ヤンマー株式会社 TEL(011)898-8001
●ヤンマー東北建機株式会社 TEL(022)259-7201
●ヤンマー関東建機株式会社 TEL(03)3815-0700
●ヤンマー中部建機株式会社 TEL(0567)915-3355
●ヤンマー西日本建機株式会社 TEL(06)783-1121
●四国ヤンマー株式会社 TEL(0878)74-9112
●ヤンマー九州建機株式会社 TEL(092)474-3361

SAKAI



VT60

タンバ



HV60ST

ハンドガイドローラ



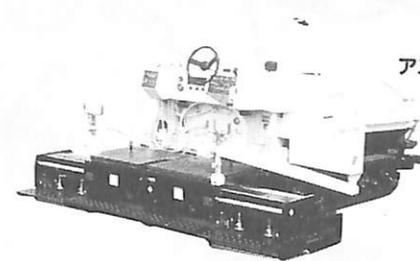
TW250

振動ローラ



PT310

アスファルトフィニッシャ



ER550F

ロードカッタ

PC60

プレートコンパクト



SKO 酒井重工業株式会社

本社 〒105 東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03) 3434-3401 (代)

札幌営業所 仙台営業所 北関東営業所 南関東営業所 長野出張所 名古屋営業所 北陸営業所
大阪営業所 広島営業所 四国営業所 福岡営業所 70ダクトボート部 研修センター

Just Meet

KOMATSU

MIKE PIAZZA
 マイク・ピアザ、LAドジャース捕手、背番号31
 メジャーを代表する主砲、191cm、98kg、29才



レンタル業のお客様を応援するスペシャルバージョン。

UUにmulti-version登場。

avance UUmレンタル仕様車。マルチチェンジャー、ロードライナ等
 とも便利なマルチ機能を標準装備し、
 より広い汎用性とローコスト・イージーメンテナンスを実現。
 レンタル業のお客様の満足度アップに貢献します。

avance **UU_m** PC50UUm・PC38UUm
 レンタル仕様車



※写真のキャブはオプションです。

■アバンセUUシリーズラインアップ [標準車]

機名	PC08UU	PC12UU	PC28UU	PC38UU/PC38UUm	PC50UU/PC50UUm	PC75UU	PC128UU	PC228UU
バケット容量 (新JIS表示)	0.022m ³	0.055m ³	0.08m ³	0.11m ³	0.22m ³	0.28m ³	0.45m ³	0.8m ³

コマツ 営業本部 〒107 東京都港区赤坂 2-3-6 TEL.03-5561-2714

コマツインターネットホームページアドレス <http://www.komatsu.co.jp/ce>

●お問い合わせは、北海道0133-73-9292/東北022-231-7111/関東048-647-7211/東京044-287-7713/中部・北陸052-566-2631/大阪・四国06-864-2031/中国・九州092-641-3114